

令和 7 年度
山陽小野田市特別職報酬等審議会
＜参考資料＞

* * * * * 目 次 * * * * *

平成 17 年度 山陽小野田市特別職報酬等審議会答申	・ ・ ・ P 01
平成 19 年度 山陽小野田市特別職報酬等審議会答申	・ ・ ・ P 03
平成 21 年度 山陽小野田市特別職報酬等審議会答申	・ ・ ・ P 04
平成 23 年度 山陽小野田市特別職報酬等審議会答申	・ ・ ・ P 05
平成 25 年度 山陽小野田市特別職報酬等審議会答申	・ ・ ・ P 06
平成 25 年度 山陽小野田市行政委員会委員等審議会答申	・ ・ ・ P 10
平成 27 年度 山陽小野田市特別職報酬等審議会答申	・ ・ ・ P 14
平成 29 年度 山陽小野田市特別職報酬等審議会答申	・ ・ ・ P 16
令和元年度 山陽小野田市特別職報酬等審議会答申	・ ・ ・ P 18
令和 3 年度 山陽小野田市特別職報酬等審議会答申	・ ・ ・ P 19
令和 5 年度 山陽小野田市特別職報酬等審議会答申	・ ・ ・ P 20
行政委員会の概要	・ ・ ・ P 24
県内 13 市 & 類似団体 25 市の状況	・ ・ ・ P 27
決算状況の推移	・ ・ ・ P 32
山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例	・ ・ ・ P 37
山陽小野田市長等の給与に関する条例	・ ・ ・ P 46
山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例	・ ・ ・ P 56

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例

・ ・ ・ P 63

山陽小野田市特別職報酬等審議会規則

・ ・ ・ P 73

平成17年（2005年）9月15日

山陽小野田市長 白井博文 様

山陽小野田市特別職報酬等審議会

会長 田中 剛 男

市議会議員の報酬の額及び市長等の給料の額について（答申）

平成17年8月9日付けで本審議会に諮問されました市議会議員の報酬の額及び市長等の給料の額について、慎重審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申いたします。

なお、今回の答申は、前段において、本市の人口及びそのことから類推される行政規模（サービスの量）等に鑑み、一般論としての本来支給すべき額を提示しておりますが、後段において今般における本市の厳しい財政状況及び今後数年間のその将来見通しに基づき、さらに市議会議員については最近の議会活動状況等に照らして、当面支給すべき額を併せて提示しておりますので、額の改正に当たっては後段に提示する内容の措置を講じられるよう希望します。

記

1 本来支給すべき報酬及び給料の額

（1）市議会議員の報酬の額

市議会議員の報酬の額について、県内他都市及び中・四国、九州地方の類似団体都市の人口、そのことから類推される行政規模（サービスの量）及び現行支給額を基に比較、検討した結果、本市議会の改選後における本来支給すべき市議会議員の報酬の額を、合併前の旧小野田市の報酬の額とすることが適当である。

（2）市長等の給料の額

市長及び助役の給料の額について、上記（1）と同様に比較、検討した結果、本来支給すべき市長及び助役の給料の額を、旧小野田市の給料の額とすることが適当である。

2 当面支給すべき報酬及び給料の額

(1) 市議会議員の報酬の額

今般における本市の厳しい財政状況及び今後数年間のその将来見通しに基づき、さらには議会活動に関する市民の期待感と現実の活動との一定の乖離などの状況に照らして、当面支給すべき市議会議員の年間総支給額を、民間企業が通常用いる賞与カットの手法に倣い、期末手当を100%カットした後の額とすることが適当である。ただし、その支給方法については、期末手当の支給月数が人事院勧告を参考としていることに鑑み、期末手当を100%カットする方法によらず、実質的に同等の効果を生じさせる月例報酬及び期末手当からのカットによる方法によられたい。

(2) 市長等の給料の額

今般における本市の厳しい財政状況及び今後数年間のその将来見通しに基づき、当面支給すべき市長の年間総支給額を、上記2(1)の手法に倣い、期末手当を50%カットした後の額とすることが適当である。支給方法についても、上記2(1)によられたい。

3 改正の時期

答申後、速やかに施行されたい。

平成20年6月26日

山陽小野田市長 白井博文様

山陽小野田市特別職報酬等審議会
会長 西村重基

市議会議員の報酬の額及び市長等の給料の額について（答申）

平成20年2月28日付けで本審議会に諮問されました市議会議員の報酬の額及び市長等の給料の額について、慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申いたします。

記

1 本来支給すべき報酬及び給料の額

(1) 市議会議員の報酬の額

市議会議員の報酬の額について、県内他都市の人口、行政規模（サービスの量）及び現行支給額を比較検討した結果、現行の額とすることが適当である。

(2) 市長等の給料の額

市長及び副市長の給料の額について、上記（1）と同様に比較検討した結果、現行の額とすることが適当である。

2 当面支給すべき報酬及び給料の額

(1) 市議会議員の報酬の額

現在の本市の厳しい財政状況及び今後数年間のその将来見通しに基づき、現行の支給額を維持することが適当である。

(2) 市長等の給料の額

現在の本市の厳しい財政状況及び今後数年間のその将来見通しに基づき、上記（1）と同様、現行の支給額を維持することが適当である。

3 市長等の退職手当の額

県内他都市の人口、行政規模（サービスの量）及び現行支給額を比較検討した結果、現行の支給率による額とすることが適当である。

平成 22 年 3 月 31 日

山陽小野田市長 白 井 博 文 様

山陽小野田市特別職報酬等審議会
会 長 田 中 剛 男

市議会議員の議員報酬の額及び市長等の給料の額等について（答申）

平成 22 年 3 月 1 日付けで本審議会に諮問のあった市議会議員の議員報酬の額、市長及び副市長の給料の額及び退職手当について、慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申いたします。

記

1 本来支給すべき議員報酬及び市長等の給料の額

（1）市議会議員の議員報酬の額について

特別職の職責、県内他市及び同規模の人口の類似団体との均衡及び現行支給額を比較検討した結果、現行の額とすることが適当である。

（2）市長等の給料の額について

上記（1）と同様に比較検討した結果、現行の額とすることが適当である。

2 当面支給すべき議員報酬及び市長等の給料の額

（1）市議会議員の議員報酬の額

現在の本市の厳しい財政状況等に鑑み、現行の支給額を維持することが適当である。

（2）市長等の給料の額

現在の本市の厳しい財政状況等に鑑み、上記（1）と同様、現行の支給額を維持することが適当である。

3 本来支給すべき市長等の退職手当

特別職の職責、県内他市及び同規模の人口の類似団体との均衡及び現行支給額を比較検討した結果、現行の支給率による額とすることが適当である。

4 当面支給すべき市長等の退職手当

（1）市長の退職手当

現在の本市の厳しい財政状況等に鑑み、現行の減額措置が願わしい。

（2）副市長の退職手当

現在の本市の厳しい財政状況等に鑑み、副市長の退職手当については、市長と同様に、給料の減額と同率の減額が妥当ではないかとの意見が大多数であったことから、市長と同率の減額を検討されたい。

平成24年3月29日

山陽小野田市長 白井博文様

山陽小野田市特別職報酬等審議会

会長 杉本保



市議会議員の議員報酬の額及び市長等の給料の額について（答申）

平成24年2月28日付けで本審議会に諮問のあった市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額について、慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申いたします。

記

- 1 市議会議員の議員報酬の額について
現行の額とすることが適当である。

- 2 市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額について
現行の額とすることが適当である。

- 3 審議の内容

議員報酬及び給料の額については、特別職の職責、県内他市及び同規模の人口の類似団体との均衡、市議会議員の活動状況等を勘案の上、特別職に対する市民の目線に立って検討を重ねた。

議員報酬の額については、長引く不況の影響で民間給与が減少している状況や現在の市の置かれている財政状況を総合的に勘案した結果、現行の額とすることが適当であると考えられる。

市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額についても、議員報酬と同じ理由により、現行の額とすることが適当であると考えられる。

- 4 付帯意見

厳しい財政状況に対応するための独自カットについては、財政状況の回復に合わせ早期の復元を検討されたい。

平成26年(2014年)1月16日

山陽小野田市長 白井博文様

山陽小野田市特別職報酬等審議会
会長 平田 武

市議会議員の議員報酬の額及び市長等の給料の額等について(答申)

平成25年11月20日及び平成25年12月9日付けで貴職から本審議会に諮問のありました市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額及び退職手当の額について、市民の視点から総合的かつ客観的に検討し、公平かつ公正な立場で慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申します。

なお、今回の答申では、下記1において、本市の財政状況等を考慮せずに議員及び市長等の特別職の職責や職務内容、勤務実態、また、県内他市及び類似団体との均衡等から本市の規模において妥当と考えられる「本来支給すべき報酬及び給料の額」を提示しています。

しかし、本市は、依然として厳しい財政状況下に置かれていることから、市と市民が一体となって行財政改革に取り組んでいる最中であり、また、県内他市及び類似団体の状況等を勘案した結果、引き続き減額措置を続けていくことが妥当であるとの結論に至りました。

このため、厳しい答申内容となりますが、議員及び特別職等の報酬及び給料の額の改正に当たっては、下記2に提示する「当面支給すべき報酬及び給料の額」についての措置を講じられたい。

記

1 本来支給すべき報酬及び給料の額

県内他市及び類似団体と比較し、著しく均衡を欠く状況ではないことから、現行の額で据え置くことが妥当であると判断した。

しかし、市議会議員の議員報酬における各役職の額を県内他市及び類似団体と比較した結果、委員会の委員長及び副委員長については、その他の議員と同額としている市が多いこと、また、差額があった場合もその差額はわずかな差であることから、現行の額を見直すことが妥当であると判断し、減額することとした。

(1) 市議会議員の議員報酬の額

議長	月額	460,000円〔現行と同額〕
副議長	月額	402,000円〔現行と同額〕
委員会の委員長	月額	375,000円〔現行：386,000円〕
委員会の副委員長	月額	372,000円〔現行：375,000円〕
その他の議員	月額	370,000円〔現行と同額〕

(2) 市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額

市長	月額	909,000円〔現行と同額〕
副市長	月額	740,000円〔現行と同額〕
教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者	月額	655,000円〔現行と同額〕

2 当面支給すべき報酬及び給料の額

合併当初の崖っぷち予算と呼ばれた非常に厳しい財政状況から、これまで議員報酬については24.812%、市長等の特別職については25%という大変厳しい減額措置が実施されてきたが、市と市民が一体となった行財政改革の取り組みにより財政状況は徐々に回復してきた。しかし、依然として厳しい状況にあることになんら変わりはなく、引き続き行財政改革に取り組んでいくことが必要であると考えられる。

このため、本来支給すべき報酬及び給料の額を上記1において提示したが、市民とともに今後も行財政改革を進めていくためには、市民の理解を得ることが必要不可欠であり、議員及び市長等の特別職の行財政改革に取り組む姿勢を示す一つの旗印として減額措置を続けることが妥当であるとの結論に至った。減額の内容は、現在の財政状況や県内他市及び類似団体の状況を勘案した結果、現行の減額率を緩和し、本来支給すべき報酬及び給料の額から当該額に10%を乗じて得た額を減じた額とすることが妥当であると判断した。

(1) 市議会議員の議員報酬の額

議長	月額	414,000円
副議長	月額	361,800円
委員会の委員長	月額	337,500円
委員会の副委員長	月額	334,800円
その他の議員	月額	333,000円

(2) 市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額

市長	月額	818,100円
副市長	月額	666,000円
教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者	月額	589,500円

3 退職手当の額について

県内他市及び類似団体と比較すると高い水準となっているが、4年間の任期中に受け取る総収入で比較した場合、著しく均衡を欠く状況ではないことから、退職手当の算定方法は現行のとおりとすることが妥当であると判断した。

ただし、算定の基礎となる給料の月額、当面支給すべき給料の額（本来支給すべき給料の額から当該額に10%を乗じて得た額を減じた額）とする。

市長 給料月額×在職月数×56.5%

副市長 給料月額×在職月数×40.0%

教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者

給料月額×在職月数×25.0%

4 付帯意見

- (1) 本市の厳しい財政状況を勘案した結果、減額率を緩和したものの減額措置を継続するという厳しい答申内容となったが、今後の社会・経済情勢の変化等により財政状況の回復が見込まれる場合は、本来支給すべき報酬及び給料の額に復元する措置について必ず検討されたい。
- (2) 期末手当については、県内他市及び類似団体と比較し、著しく均衡を欠く状況ではないことから、期末手当の算定方法は現行のとおりとすることが妥当であると考えられるが、算定の基礎となる報酬及び給料の月額は、退職手当同様、当面支給すべき報酬及び給料の額（本来支給すべき報酬及び給料の額から当該額に10%を乗じて得た額を減じた額）とされたい。
- (3) 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例第3条の規定により、市議会議員が議会閉会中に開催された委員会に出務したときに、出席回数にかかわらず、その出務した実日数において1日2,000円の出務手当が支給されている。

しかし、県内他市及び類似団体等において、本市のような出務手当を支給している例はなく、議会の開会・閉会にかかわらず本会議・委員会のために登庁する場合は、交通費実費又は距離に応じて条例・規則等で定められた算定方法によって算出した額を支給していることから、現行の出務手当については廃止されることを検討されたい。

なお、出務手当を廃止し、他市と同様の費用弁償の支給について検討される場合は、厳しい財政状況のため、近年、行財政改革への取り組みの一環としてこの費用弁償を廃止する自治体もあることから、支給することの可否について検討されたい。

- (4) 厳しい財政状況の下、地方分権の推進、複雑化する社会情勢や多様化する市民ニーズに対応していくためには、二元代表制の一つである議会の役割は今後ますます大きなものとなり、議員には調査研究を行い、政策立案や執行部の事業監視等ができる能力がより一層求められるとともに、市民ニーズを把握するためにはフルタイムで議員活動ができることや多様な市民の議会参加という観点からサラリーマンが職を辞して議会に参入することを可能にする程度の収入が保障されることも必要ではないかと考えられる。

現在、本市の市議会が議会改革に積極的に取り組まれ、他市と比べても非常に活発・精力的に活動をされていることから、この議会に有能な若い世代が参加できるよう、適切な議員報酬の額について、今後検討されたい。

平成26年(2014年)1月16日

山陽小野田市長 白 井 博 文 様

山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会
会長 前 田 良 一

行政委員会委員の報酬の額について(答申)

平成25年11月21日付けで貴職から本審議会に諮問のありました行政委員会委員の報酬の額(以下「報酬の額」という。)について、慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申します。

なお、今回の答申では、前段において、本市の財政状況等を考慮せずに、行政委員会の職責や職務の内容、勤務の実態、専門性、県内他市及び類似団体との均衡等から本市の規模で妥当と考えられる本来支給すべき報酬の額を提示していますが、現在、本市は依然として厳しい財政状況にあることから、今後の将来の見通しを総合的に勘案した結果、現行の減額措置を継続していくことが望ましいとの結論に至りましたので、報酬の額の改正に当たっては、後段の当面支給すべき報酬の額に提示する内容の措置を講じられたい。

記

1 本来支給すべき報酬の額

(1) 選挙管理委員会

委員長 日額 15,100円 [現行:月額 40,000円]

委員 日額 12,900円 [現行:月額 35,500円]

(2) 監査委員

議会の議員のうちから選任された監査委員

月額 39,000円 [現行と同額]

識見を有する者のうちから選任された監査委員

月額 153,000円 [現行:月額 180,000円]

(3) 公平委員会

委員長 日額 15,100円 [現行:月額 37,000円]

委員 日額 12,900円 [現行:月額 34,000円]

(4) 農業委員会

会 長	月額	44,000円	[現行と同額]
職務代理者	月額	35,500円	[現行と同額]
委 員	月額	33,000円	[現行と同額]

(5) 教育委員会

委員長	月額	74,000円	[現行と同額]
委 員	月額	64,000円	[現行と同額]

＜本来支給すべき報酬の額の考え方＞

各行政委員会における委員の職責や職務の内容、専門性、勤務の実態等について検証するとともに、平成23年の滋賀県の行政委員に係る最高裁の判決（地方自治法は勤務日数に応じた報酬を原則としつつ、条例で定めれば日当制以外も可能としている。）や県内他市及び類似団体における報酬の額の状況、他市報酬審議会の答申等を参考にする中で、報酬の額及びその支給方法（月額制、日額制）について審議を行った。

その結果、監査委員、農業委員会及び教育委員会については、毎月の定例会の開催頻度や定例会以外の勤務実態、県内他市及び類似団体の状況等を勘案すると、現行のまま据え置くことが妥当であるとの結論に至った。

ただし、識見を有する者のうちから選任された監査委員については、県内他市及び類似団体と比較するとその水準は高いことから平均的な水準となるよう考慮した上で、現行の報酬の額を15%カットした後の額を本来支給すべき額とした。月額報酬の額は、各行政委員会の勤務の実態等を勘案すると、行政委員会ごとにその報酬の額が異なっても妥当性があるものと判断した。

また、選挙管理委員会と公平委員会については、勤務の状況を定量的に把握することが可能であると考えられることから、現行の月額制から日額制とすることが適切であると判断した。日額制を採用するに当たっては、各行政委員会の職責や職務内容、専門性等から軽重をつけることは困難であることから同一の報酬額とすることが適切と考え、国の会議出席謝金支払基準における標準単価や県内他市及び類似団体の状況等を勘案し、市民感覚に沿う妥当な水準となるよう考慮した。

月額制・日額制のいずれにおいても委員長と委員の報酬の額に差をつけているが、これは、その職責や職務の内容、勤務の実態等を考慮するとともに、県内他市及び類似団体の状況から2割程度の差は容認できる範囲であると判断したものである。

2 当面支給すべき報酬の額

(1) 選挙管理委員会

委員長	日額	15,100円
委 員	日額	12,900円

(2) 監査委員

議会の議員のうちから選任された監査委員

月額 33,150円

識見を有する者の中から選任された監査委員

月額 130,050円

(3) 公平委員会

委員長 日額 15,100円

委員 日額 12,900円

(4) 農業委員会

会長 月額 37,400円

職務代理者 月額 30,175円

委員 月額 28,050円

(5) 教育委員会

委員長 月額 62,900円

委員 月額 54,400円

＜当面支給すべき報酬の額の考え方＞

現行の減額措置（報酬の額を15%カット）を始めた合併当初は、危機的な財政状況にあったが、これまで市と市民が一体となって行財政改革に取り組んできたことにより、現在、財政状況は徐々に回復してきているものと思われる。

しかし、行財政改革はまだその途上にあり、引き続き厳しい状況下に置かれていることに相違なく、県内他市及び類似団体の状況を検証するとともに市民の目線に立ち、慎重に審議した結果、現在の社会・経済情勢や本市の置かれている財政状況等を総合的に勘案すると、月額制で現行のままとした監査委員、農業委員会及び教育委員会については、現行の減額措置（報酬月額の15%カット）を継続することが妥当であると判断した。

なお、識見のあるものの内から選任する監査委員については、前段の本来支給すべき報酬の額において現行の額から減額（180,000円→153,000円）しているが、これは、市の財政状況を勘案し、減額措置をしたものではないことから、財政状況を考慮した減額措置としての15%カットについても適用することとした。

日額制とした選挙管理委員会と公平委員会については、現在の勤務実態からすると15%を超える大幅な減額となることから、本来支給すべき額からの減額措置は行わないこととした。

3 付帯意見

- (1) 本市の厳しい財政状況から現行の減額措置を継続することとしたが、社会・経済情勢の変化等により、財政状況の回復が見込まれる場合は、本来支給すべき報酬の額に復元する措置を検討されるようお願いする。

- (2) 今回の答申において月額制と日額制を併用することとしたが、地方自治法において原則、勤務日数に応じた報酬と定めてあることから、特定の行政委員会のみに適用すべき合理的な根拠がない限り、すべての行政委員会に適用することが最も合理的であると考えます。

また、行政委員会ごとに異なるのは市民にとっても分かりづらいと思われるので、報酬制度の透明性を高め、市民が納得できるよう、今回、月額制とした行政委員会についても日額制の採用について検討されたい。

- (3) 今回、日額制を採用することとした行政委員会については、不必要な会議の開催が増えることのないように、より一層効率的で合理的な業務内容となるよう不断の見直しをお願いします。

平成28年(2016年)1月25日

山陽小野田市長 白井博文様

山陽小野田市特別職報酬等審議会
会長 大空軍治

市議会議員の議員報酬の額、市長等の給料の額及び行政委員会委員の報酬の額等について（答申）

平成27年11月20日付けで本審議会に諮問のありました市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額及び監査委員、選挙管理委員、公平委員、農業委員及び教育委員の報酬の額について、総合的かつ客観的に検討し、公平かつ公正な立場で慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申します。

記

1 本来支給すべき報酬及び給料の額

本市の財政状況や、議員、市長等及び行政委員会委員の職責や職務内容、勤務実態、また、県内他市及び類似団体との均衡等から、本来支給すべき報酬及び給料の額については、据え置くことが妥当であると判断した。

2 当面支給すべき報酬及び給料の額

本市の財政状況は、合併当初の崖っぷち予算と呼ばれた非常に厳しい状況からは回復してきているが、今後、山口東京理科大学薬学部校舎建設、学校給食共同調理場、火葬場建設等の大型建設工事が控えていることや、財政状況を示す各種指標からは依然として厳しい財政状況下にあることが伺え、現状を変更する要素は見当たらないことから、現行の減額措置を続けていくことが妥当であるとの結論に至った。

ただし、監査委員、農業委員会委員及び教育委員会委員の報酬の額については、現在、本来支給すべき報酬の額から15%を減じて支給しているが、当該委員だけ減額率を増やす理由はなく、市議会議員及び市長等と同じであるべきと考えることから、減額率は10%とすることが妥当と判断した。

3 付帯意見

- (1) 市議会議員の議員報酬の額、市長等の給料の額及び行政委員会委員の報酬の額については、合併当初は、崖っぷち予算と呼ばれた非常に厳しい財政状況であったことから今日まで、「本来支給すべき報酬及び給料の額」とは別に、「当面支給すべき報酬及び給料の額」を示し、減額しているが、本来、減額は一時的な措置であり、合併後10年間、継続して減額措置がなされている状況からすれば、「当面支給すべき報酬及び給料の額」が「本来支給すべき報酬及び給料の額」であるとも考えられるので、「本来支給すべき報酬及び給料の額」について、今後検討されたい。
- (2) 期末手当及び退職手当については、現行どおりとされたい。なお、期末手当の支給月数については、国の制度に合わせて改正されたい。
- (3) 二代表制の一つである議会は、地方分権の推進、複雑化する社会情勢や多様化する市民ニーズに対応していくため、その役割が今後ますます大きなものとなり、議員には調査研究を行い、政策立案や執行部の事業監視等ができる能力がより一層求められる。この調査研究等を、より活発・精力的に活動できるようするためには、活動に要する経費の一部として支給される政務活動費の充実が必要と考えるので、これの拡充を強く要請する。
- (4) 附属機関である各種審議会の委員報酬の額は、本市の財政状況等から減額措置がなされているが、審議会での勤務の対価としては厳しいものであるので、適切な報酬について、今後検討されたい。

平成30年(2018年)1月19日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二 様

山陽小野田市特別職報酬等審議会
会 長 江 田 方 志

市議会議員の議員報酬の額、市長等の給料の額及び行政委員会委員
の報酬の額等について（答申）

平成29年11月30日付けで本審議会に諮問のありました市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額及び監査委員、選挙管理委員、公平委員、農業委員及び教育委員の報酬の額について、総合的かつ客観的に検討し、公平かつ公正な立場で慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申します。

記

1 報酬及び給料の額

本市の財政状況や、議員、市長等及び行政委員会委員の職責や職務内容、勤務実態、また、県内他市及び類似団体との均衡等から、報酬及び給料の額については、据え置くことが妥当であると判断した。

2 当面支給すべき報酬及び給料の額

本市の財政状況は、各種指標からは依然として厳しい財政状況下にあることが伺えるため、現行の減額措置を続けていくことが妥当であるが、その割合については、次の結論に至った。

- (1) 市議会議員の議員報酬の額、監査委員、農業委員及び教育委員の報酬の額については、減額後の報酬の額及び類似団体の減額の状況から、現在の減額率10%を5%に変更することが妥当と判断した。
- (2) 市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び病院事業管理者については、類似団体との比較の中で期末手当及び退職手当の支給状況から、現行のまま減額率10%とすることが妥当と判断した。

3 農業委員会の委員に対する能率給の導入

国の施策として導入が要請されていること、また、活動実績に基づき支給されるものであることを踏まえ、国からの支援措置を前提として導入することが妥当であると判断した。

4 付帯意見

- (1) 市議会議員の議員報酬の額、市長等の給料の額及び行政委員会委員の報酬の額については、本来、減額は一時的な措置であり、合併後12年間、継続して減額措置がなされている状況からすれば、「当面支給すべき報酬及び給料の額」が「報酬及び給料の額」であるとも考えられるので、「報酬及び給料の額」について、今後検討されたい。
- (2) 農業委員会の委員に対する能率給の導入については、国からの支援措置の状況及び県内他市並びに類似団体との均衡等から、導入時期及び額について、今後検討されたい。
- (3) 附属機関である各種審議会の委員報酬の額は、本市の財政状況等から減額措置がなされているが、審議会での勤務の対価としては厳しいものであるので、適切な報酬について、今後検討されたい。

令和 2 年(2020 年) 2 月 5 日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二 様

山陽小野田市特別職報酬等審議会
会 長 平 中 政 明

市議会議員の議員報酬の額、市長等の給料の額及び行政委員会委員
の報酬の額等について（答申）

令和元年 1 月 2 1 日付けで本審議会に諮問のありました市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額及び監査委員、選挙管理委員、公平委員、農業委員及び教育委員の報酬の額について、総合的かつ客観的に検討し、公平かつ公正な立場で慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申します。

記

1 報酬及び給料の額

市議会議員の議員報酬の額、市長等の給料の額及び行政委員会委員の報酬の額については、合併後 1 4 年間、継続して減額措置がなされているが、本来、減額措置は一時的な措置であるべきものであることや現在の状況からは、すべて廃止することが妥当であると判断した。

その上で、報酬及び給料の額については、本市の財政状況や、議員、市長等及び行政委員会委員の職責や職務内容、勤務実態、また、県内他市及び類似団体との均衡等から、据え置くことが妥当であると判断した。

2 付帯意見

- (1) 市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者については、期末手当及び退職手当の額は県内他市とは均衡がとれているが、類似団体との比較において高いものであることから、任期期間中に支給される給与等の総額をみながら、今後、適切な額となるよう検討されたい。
- (2) 附属機関である各種審議会の委員報酬の額は、本市の財政状況等から減額措置がなされているが、審議会での勤務の対価としては厳しいものであるので、適切な報酬について、検討されたい。

令和4年(2022年)1月7日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二 様

山陽小野田市特別職報酬等審議会
会 長 平 中 政 明

市議会議員の議員報酬の額、市長等の給料の額及び行政委員会委員
の報酬の額等について（答申）

令和3年11月4日付けで本審議会に諮問のありました市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額及び監査委員、選挙管理委員、農業委員及び教育委員の報酬の額について、総合的かつ客観的に検討し、公平かつ公正な立場で慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申します。

記

1 報酬及び給料の額

市議会議員の議員報酬の額、市長等の給料の額及び行政委員会委員の報酬の額については、本市の財政状況や、議員、市長等及び行政委員会委員の職責や職務内容、勤務実態、また、県内他市及び類似団体との均衡等から、据え置くことが妥当であると判断した。

2 付帯意見

市長等の給料の額については、任期期間中に支給される給料、手当の総額について県内及び類似団体との均衡が保てるよう検討されたい。

令和5年(2023年)12月27日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二 様

山陽小野田市特別職報酬等審議会
会 長 平 中 政 明

市議会議員の議員報酬の額、市長等の給料の額及び行政委員会委員
の報酬の額等について（答申）

令和5年10月5日付けで本審議会に諮問のありました市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額及び監査委員、選挙管理委員、農業委員及び教育委員の報酬の額について、総合的かつ客観的に検討し、公平かつ公正な立場で慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申します。

記

1 報酬及び給料の額

(1) 市議会議員の議員報酬の額について

市議会議員の議員報酬の額について、その職責や職務の内容、活動実績等を確認、検証するとともに、県内他市及び類似団体との比較を実施した結果、市議会議員の業務が地方分権の進展により高度化・専門化し、その活動範囲も広範囲に及んできていることや専門的な知識も必要になってきていること、また、若者を含めた高い志を持った人材が議員となり、議員活動に専念できる環境が確保しうるよう、活動の対価に相応しい報酬額であることが必要であると考えます。

現在の市議会議員の各役職の報酬額については、20年以上に渡り据え置き（一部減額された期間あり）の状況にあり、現在の市議会議員の活動状況等を鑑みれば、報酬の額を引き上げることが妥当であると判断する。

なお、増額後の報酬の額については、人口規模の近い県内他市との均衡を逸しない範囲で報酬の額を引き上げることが妥当とし、次のとおりとした。

議長	月額	480,000円(20,000円増額)
副議長	月額	420,000円(18,000円増額)
委員会の委員長	月額	395,000円(20,000円増額)
委員会の副委員長	月額	383,000円(11,000円増額)
その他の議員	月額	380,000円(10,000円増額)

(2) 市長等の給料の額及び行政委員会委員の報酬の額について

市長等の給料の額及び行政委員会委員の報酬の額については、その職責や職務内容、勤務実態、また、県内他市及び類似団体との均衡等から据え置くことが妥当であると判断した。

2 付帯意見

(1) 二代表制の一つである議会は、地方分権の推進、複雑化する社会情勢や多様化する市民ニーズに対応していくため、今後もその役割は、ますます重要なものとなり、その中で、議員には調査研究を行い、政策立案や執行部の事業監視等ができる能力がより一層求められる。この調査研究等を、より活発・精力的に活動できるようにするためには、活動に要する経費の一部として支給される政務活動費の充実が必要不可欠であると考えてるので、政務活動費の拡充を検討されたい。

(2) 市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額については、合併当初から現在まで給料の減額措置を継続してきているが、本来、この減額措置は合併当初の危機的な財政状況を乗り切るための一時的な措置である。令和元年度に開催した当審議会において、減額措置を廃止することが妥当である答申を出しており、令和2年度以降は、市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者以外の特別職の減額措置は廃止となっていることから、5役に対して自主的に実施されている減額措置のあり方について、再度検討されたい。

山陽小野田市特別職報酬等審議会 開催状況

	開 催 日	主 な 内 容
第 1 回	令和 5 年 10 月 5 日(木)	辞令交付、会長選出、諮問書交付、 資料説明及び質疑応答
第 2 回	令和 5 年 10 月 26 日(木)	市議会議員の報酬、市長等の特別職の 給料及び行政委員会の委員報酬の審議
第 3 回	令和 5 年 11 月 30 日(木)	市議会議員の報酬、市長等の特別職の 給料及び行政委員会の委員報酬の審議
第 4 回	令和 5 年 12 月 20 日(水)	市議会議員の報酬、市長等の特別職の 給料及び行政委員会の委員報酬の審議

(参考)

令和5年度山陽小野田市特別職報酬等審議会 委員名簿

(会長以降は五十音順)

役職	所属団体等	氏 名
会長	山陽小野田市スポーツ協会 会長	平 中 政 明
委員	一般社団法人小野田青年会議所 理事長	池 田 耕 己
委員	一般社団法人山陽小野田医師会 副会長	伊 藤 忍
委員	公募	伊 藤 實
委員	公募	岩 佐 謙 三
委員	小野田商工会議所 副会頭	田 辺 讓 治
委員	山陽小野田市文化協会 事務局長	比 嘉 朝 康
委員	山陽商工会議所 監事	藤 田 悟
委員	連合山口西部地域協議会 山陽小野田地区会議 委員	福 重 藍
委員	山陽小野田市女性団体連絡協議会 理事	松 島 由 紀 子

memo

行政委員会の概要

選挙管理委員会

選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体又は国、他の地方公共団体その他公共団体の選挙に関する事務及びこれに関係ある事務を管理することとされています。

◇選挙管理委員会の委員

選挙管理委員は、地方自治法の規定により選挙権を有する者のうちから議会において選挙又は氏名推薦の方法を用いて選出されます。

委員会の委員定数は4人で、任期は4年となっています。

◇選挙管理委員会の業務

会議は毎年3月・6月・9月・12月に行う定時登録や選挙人名簿の調製を行うため毎月1回開催するほか、選挙時等に開催されます。

「選挙に関する事務」とは国政・地方選挙や農業委員会委員選挙などの事務をいい、「選挙に関係のある事務」とは選挙に関する訴訟、直接請求、住民投票、国民投票などの事務をいいます。

監査委員

監査委員は、地方公共団体に必ず置かれている執行機関で、市長から独立した、行政委員会のひとつです。市の予算執行が、公正で合理的、効果的に行われているかを監査し、決算について審査（公営企業を含む。）を行っています。

◇監査委員

監査委員の定数は2人で、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有するものから選出される委員と、議会から選出される委員とで構成され、市長が議会の同意を得て選任します。

監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期となります。

◇監査委員の業務

決算審査は、会計管理者から提出を受けた決算資料に基づき審査を行い、決算審査意見書を市長に提出します。定期監査は、行政監査の視点を持ちつつ財務に関する事務の執行状況等を監査します。例月出納検査は、会計管理者及び水道事業の管理者の権限を行う市長から提出のあった月間報告書に基づき現金出納検査をおこないます。

農業委員会

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて設置される行政委員会で、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に貢献するため、農業委員会に関する法律及び地方自治法の規定に基づき、一定以上の農地面積のある市町村に必ず置かなければならない機関です。

◇農業委員会の委員

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市長が、議会の同意を得て、任命します。

農業委員会の委員の任期は3年です。

◇農業委員会の業務

農地の売買・貸し借りの許可（農地法3条関連）や農地転用の許可及び届出受理（農地法4条・5条関連）、遊休農地対策、違反転用防止対策など農地に関する業務をはじめ、農地の税制や農業者年金に関わる業務を行っています。また、農業者の公的代表機関として、農業等に関する事項について、意見の公表や他の行政庁への建議を行うほか、行政庁の諮問に応じて答申を行います。

教育委員会

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」に基づく事務を行うために、教育長及び委員4人で組織されます。

◇教育長及び教育委員会の委員

教育長は、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命します。任期は、3年です。

委員は、人格が高潔で教育・学術及び文化に関して識見を有する者のうち、地方公共団体の長が議会に提案し、同意を得て任命します。任期は、4年です。

◇教育委員会及び教育長の業務

教育委員会は、その権限に属する事務を処理させるために事務局を設置し、学校教育、社会教育、文化及びスポーツの振興や普及を図るために、行政事務を一体的に行っている合議制機関です。教育委員個々人は教育委員会の職務権限に属する事務を管理執行することはできません。

教育長は、教育委員会の指揮監督の下に教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどるとともに、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督するほか、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。

No.	県 名	市 名	住基台帳 R7.4.1 県内13市 (類似25市)	職員数の状況 R7.4.1現在	R7給与・定員管理等		R6年度決算状況		
				全職員数 県内13市 (類似20市)	職員平均給料月額 (一般行政職)		財政力 指 数	実 質 収 支 比 率	実質公債 費比率
県内市での順位			7位	9位	11位	年齢	9位	10位	2位
1	山口県	下関市	241,776人	2,424人	345,000円	44.6歳	0.56	6.4	9.3%
2	山口県	宇部市	155,492人	1,192人	353,700円	46.1歳	0.70	4.4	2.5%
3	山口県	山口市	184,585人	1,714人	346,100円	43.9歳	0.62	1.5	6.3%
4	山口県	萩市	41,078人	810人	339,700円	44.3歳	0.32	2.9	5.4%
5	山口県	防府市	112,438人	918人	321,100円	39.9歳	0.75	7.0	3.6%
6	山口県	下松市	56,637人	453人	341,000円	43.7歳	0.83	6.1	11.3%
7	山口県	岩国市	123,483人	1,318人	335,600円	44.8歳	0.54	2.8	4.5%
8	山口県	光市	47,637人	854人	337,200円	44.0歳	0.62	8.3	6.1%
9	山口県	長門市	29,969人	482人	335,000円	42.8歳	0.32	7.1	6.3%
10	山口県	柳井市	28,978人	321人	325,800円	43.0歳	0.50	2.0	8.3%
11	山口県	美祢市	20,680人	617人	337,800円	44.3歳	0.40	2.2	8.6%
12	山口県	周南市	133,917人	1,380人	342,400円	42.9歳	0.77	5.8	9.4%
13	山口県	山陽小野田市	58,416人	770人	329,100円	42.8歳	0.54	2.4	9.6%
類似団体での順位			10位	8位	9位	年齢	13位	15位	5位
1	福島県	白河市	56,762人	552人	338,900円	43.3歳	0.62	10.0	8.3%
2	福島県	南相馬市	55,376人	912人	328,000円	44.8歳	0.63	11.9	8.4%
3	茨城県	鹿嶋市	64,787人	428人	313,700円	41.0歳	0.97	4.6	6.9%
4	埼玉県	秩父市	56,848人	713人	331,000円	41.3歳	0.56	12.3	3.0%
5	福井県	鯖江市	66,957人	412人	325,500円	41.3歳	0.67	3.6	5.4%
6	長野県	塩尻市	65,033人	556人	320,300円	40.4歳	0.63	2.5	7.7%
7	長野県	千曲市	57,325人	490人	312,000円	40.6歳	0.50	5.6	11.3%
8	岐阜県	羽島市	66,246人	721人	326,200円	42.3歳			
9	岐阜県	土岐市	53,925人	582人	337,200円	44.2歳			
10	愛知県	常滑市	58,637人	563人	306,100円	38.3歳	0.92	7.8	12.0%
11	愛知県	豊明市	67,768人	438人	325,100円	41.8歳			
12	滋賀県	栗東市	70,266人	493人	315,300円	40.1歳			
13	兵庫県	丹波市	59,699人	614人	324,200円	41.8歳	0.44	8.0	6.2%
14	岡山県	玉野市	53,732人	637人	339,600円	44.7歳	0.52	11.7	4.3%
15	山口県	下松市	56,637人	453人	341,000円	43.7歳	0.83	6.1	11.3%
16	山口県	光市	47,637人	854人	337,200円	44.0歳	0.62	8.3	6.1%
17	福岡県	行橋市	72,254人	498人	337,900円	41.8歳	0.64	0.8	6.3%
18	佐賀県	伊万里市	51,298人	465人	333,600円	43.4歳	0.59	4.7	7.6%
19	宮崎県	日向市	57,504人	610人	320,700円	41.2歳	0.56	3.9	10.5%
20	山口県	山陽小野田市	58,416人	770人	329,100円	42.8歳	0.54	2.4	9.6%

【財政力指数】
地方公共団体の財政力の強弱を示す指数で、1に近い（あるいは1を超える）ほど財政に余裕があるとされています。 普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で、通常3年度間の平均値が用いられます。
財政力指数 ＝基準財政収入額÷基準財政需要額
【実質収支比率】
標準財政規模に対する実質収支額の割合をいいます。 実質収支は、その年度に属すべき収入と支出の実施的な差額（形式収支から繰り越すべき財源を差し引いたもの）、つまり市町村の「黒字」または「赤字」を意味します。 一般的には、3～5％程度が望ましいとされています。
実質収支比率＝ $\frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$
実質収支が赤字の場合の比率が一定の限度を超える団体は地方債の発行が制限されます。
【実質公債費比率】
地方公共団体の借入に対する返済額である地方債の元利償還金等が、その地方公共団体の特定の用途が決まっていない一般的な財源に対する割合を示すといったものです。 この比率が18％以上になると地方債を発行するときに国の許可が必要となります。
公債費総額－公債費充当特財＋準元利償還金＋公営企業負担分＋一時借入利子－普通交付税算入額 標準財政規模－普通交付税算入額 ×100

決算状況の推移 県内13市&類似団体19市

No.	県 名	市 名	決算状況																										
			財政力指数									実質収支比率									実質公債費比率								
			H17	H24	H25	H26	H27	H29	R1	R3	R6	H17	H24	H25	H26	H27	H29	R1	R3	R6	H17	H24	H25	H26	H27	H29	R1	R3	R6
県内市での順位			7位	4位	6位	6位	6位	7位	7位	7位	9位	12位	10位	8位	8位	7位	11位	11位	10位	10位	5位	9位	9位	8位	8位	9位	8位	9位	12位
1	山口県	下関市	0.56	0.53	0.53	0.54	0.54	0.55	0.55	0.54	0.56	5.6	4.7	4.9	4.0	4.2	3.2	3.6	6.4	6.4	17.4	19.9	19.6	19.2	19.0	10.0	9.8	10.1%	9.3%
2	山口県	宇部市	0.73	0.68	0.70	0.70	0.71	0.72	0.73	0.72	0.70	0.2	4.1	3.0	3.5	4.3	3.7	3.5	6.0	4.4	23.0	19.7	19.4	19.6	18.6	6.3	3.8	2.7%	2.5%
3	山口県	山口市	0.69	0.65	0.66	0.65	0.65	0.65	0.64	0.63	0.62	1.7	1.5	1.6	1.8	1.7	1.7	1.6	1.5	1.5	19.6	18.9	17.2	17.6	16.3	4.4	5.1	5.6%	6.3%
4	山口県	萩市	0.33	0.33	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	3.7	3.1	2.1	1.6	1.6	3.4	3.2	7.2	2.9	22.0	21.1	19.7	20.1	18.0	7.6	6.3	5.6%	5.4%
5	山口県	防府市	0.79	0.80	0.80	0.80	0.81	0.82	0.82	0.80	0.75	2.9	4.7	7.1	6.6	5.6	5.2	4.4	6.6	7.0	17.5	13.8	13.9	13.1	12.2	3.0	3.5	3.2%	3.6%
6	山口県	下松市	0.88	0.86	0.86	0.87	0.87	0.88	0.89	0.87	0.83	4.5	7.2	5.4	4.9	5.1	5.4	5.7	8.3	6.1	13.9	10.8	10.2	10.2	10.1	1.2	3.0	4.1%	11.3%
7	山口県	岩国市	0.57	0.60	0.60	0.60	0.59	0.58	0.58	0.56	0.54	5.5	2.6	2.8	2.4	3.7	2.7	3.5	6.5	2.8	16.7	17.2	16.8	15.5	14.0	6.9	4.1	4.2%	4.5%
8	山口県	光市	0.81	0.69	0.69	0.74	0.73	0.68	0.68	0.65	0.62	7.1	5.5	5.7	5.3	5.6	4.8	6.2	6.9	8.3	15.0	10.7	10.5	12.6	12.4	10.0	8.1	6.0%	6.1%
9	山口県	長門市	0.36	0.34	0.34	0.34	0.33	0.33	0.34	0.33	0.32	4.3	3.4	4.9	3.1	5.1	5.0	5.7	11.9	7.1	17.2	23.0	20.2	19.1	19.2	8.7	7.3	6.1%	6.3%
10	山口県	柳井市	0.59	0.52	0.52	0.52	0.52	0.53	0.53	0.51	0.50	2.3	2.6	1.9	2.6	2.6	2.1	2.2	6.1	2.0	17.8	16.9	16.9	16.6	15.6	10.3	10.4	9.2%	8.3%
11	山口県	美祢市	0.42	0.37	0.37	0.37	0.38	0.37	0.37	0.38	0.40	1.4	9.8	9.3	6.7	7.7	6.5	4.5	6.4	2.2	17.3	15.1	15.3	15.7	15.2	14.0	10.9	8.1%	8.6%
12	山口県	周南市	0.80	0.82	0.82	0.82	0.81	0.79	0.80	0.78	0.77	3.5	6.1	5.5	5.2	6.3	6.0	5.6	10.3	5.8	14.0	15.7	14.8	15.9	15.7	7.9	8.6	9.0%	9.4%
13	山口県	山陽小野田市	0.68	0.69	0.68	0.68	0.68	0.61	0.62	0.59	0.54	0.2	2.6	3.2	3.3	4.9	2.4	2.5	6.3	2.4	17.2	19.6	19.4	17.5	16.3	9.8	8.1	7.8%	9.6%
類似団体での順位								12位	13位	14位	13位						2位	15位	15位	15位						17位	17位	14位	12位
1	福島県	白河市						0.60	0.63	0.63	0.62						0.0	5.6	9.6	10.0						0.0	0.0	9.5%	8.3%
2	福島県	南相馬市						0.66	0.68	0.70	0.63						0.0	17.4	13.0	11.9						0.0	0.0	9.1%	8.4%
3	茨城県	鹿嶋市						0.98	0.99	0.99	0.97						0.0	15.3	8.7	4.6						0.0	0.0	6.3%	6.9%
4	埼玉県	秩父市						0.58	0.57	0.56	0.56						0.0	9.8	12.5	12.3						0.0	0.0	3.4%	3.0%
5	福井県	鯖江市						0.67	0.68	0.67	0.67						0.0	2.2	7.1	3.6						0.0	0.0	6.0%	5.4%
6	長野県	塩尻市						0.67	0.65	0.65	0.63						0.0	2.4	6.5	2.5						0.0	0.0	6.4%	7.7%
7	長野県	千曲市						0.52	0.53	0.52	0.50						0.0	3.4	5.2	5.6						0.0	0.0	4.7%	11.3%
8	岐阜県	羽島市						0.76	0.77	0.77	-						0.0	5.1	8.1	-						0.0	0.0	4.9%	-
9	岐阜県	土岐市						0.66	0.68	0.68	-						0.0	6.4	7.2	-						0.0	0.0	5.8%	-
10	愛知県	常滑市						0.97	0.97	0.96	0.92						0.0	6.4	10.8	7.8						0.0	0.0	11.6%	12.0%
11	愛知県	豊明市						0.91	0.91	0.86	-						0.0	9.2	11.5	-						0.0	0.0	0.0%	-
12	滋賀県	栗東市						0.98	0.99	0.98	-						0.0	3.1	5.5	-						0.0	0.0	12.3%	-
13	兵庫県	丹波市						0.43	0.44	0.43	0.44						0.0	5.8	9.1	8.0						0.0	0.0	6.1%	6.2%
14	岡山県	玉野市						0.58	0.57	0.56	0.52						0.0	6.2	12.5	11.7						0.0	0.0	4.0%	4.3%
15	山口県	下松市	0.88	0.86	0.86	0.87	0.87	0.88	0.89	0.87	0.83	4.5	7.2	5.4	4.9	5.1	5.4	5.7	8.3	6.1	13.9	10.8	10.2	10.2	10.1	1.2	3.0	4.1%	11.3%
16	山口県	光市	0.81	0.69	0.69	0.74	0.73	0.68	0.68	0.65	0.62	7.1	5.5	5.7	5.3	5.6	4.8	6.2	6.9	8.3	15.0	10.7	10.5	12.6	12.4	10.0	8.1	6.0%	6.1%
17	福岡県	行橋市								0.66	0.64								0.8	0.8								6.3%	6.3%
18	佐賀県	伊万里市								0.57	0.59								4.7	4.7								9.6%	7.6%
19	宮崎県	日向市								0.54	0.56								4.3	3.9								10.7%	10.5%
20	山口県	山陽小野田市						0.61	0.62	0.59	0.54	0.2	2.6	3.2	3.3	4.9	4.9	2.4	6.3	2.4	17.2	19.6	19.4	17.5	16.3	17.5	16.3	7.8%	9.6%

市長・副市長・教育長・水道事業管理者・病院事業管理者の給料月額【県内13市】

No.	県名	市 名	給料月額																			
			市長				副市長				教育長				水道事業管理者				病院事業管理者			
			減額前	減額後	削減額	削減率	減額前	減額後	削減額	削減率	減額前	減額後	削減額	削減率	減額前	減額後	削減額	削減率	減額前	減額後	削減額	削減率
1	山口県	下関市	1,060,000	1,060,000	0	0.00%	860,000	860,000	0	0.00%	725,000	725,000	0	0.00%	725,000	725,000	0	0.00%				
2	山口県	宇部市	940,000	940,000	0	0.00%	755,000	755,000	0	0.00%	684,000	684,000	0	0.00%	641,000	641,000	0	0.00%				
3	山口県	山口市	990,000	990,000	0	0.00%	810,000	810,000	0	0.00%	712,000	712,000	0	0.00%	706,000	706,000	0	0.00%				
4	山口県	萩市	820,000	820,000	0	0.00%	650,000	650,000	0	0.00%	600,000	600,000	0	0.00%								
5	山口県	防府市	937,000	937,000	0	0.00%	765,000	765,000	0	0.00%	668,000	668,000	0	0.00%	585,000	585,000	0	0.00%				
6	山口県	下松市	942,000	942,000	0	0.00%	766,000	766,000	0	0.00%	675,000	675,000	0	0.00%	675,000	675,000	0	0.00%				
7	山口県	岩国市	965,000	965,000	0	0.00%	785,000	785,000	0	0.00%	685,000	685,000	0	0.00%	680,000	680,000	0	0.00%				
8	山口県	光市	864,000	864,000	0	0.00%	707,000	707,000	0	0.00%	627,000	627,000	0	0.00%	627,000	627,000	0	0.00%	627,000	627,000	0	0.00%
9	山口県	長門市	790,000	790,000	0	0.00%	630,000	630,000	0	0.00%	560,000	560,000	0	0.00%								
10	山口県	柳井市	870,000	870,000	0	0.00%	685,000	685,000	0	0.00%	615,000	615,000	0	0.00%								
11	山口県	美祢市	780,000	624,000	▲ 156,000	20.00%	624,000	624,000	0	0.00%	546,000	546,000	0	0.00%					546,000	546,000	0	0.00%
12	山口県	周南市	970,000	970,000	0	0.00%	790,000	790,000	0	0.00%	690,000	690,000	0	0.00%	690,000	690,000	0	0.00%				
13	山口県	山陽小野田市	909,000	909,000	0	0.00%	740,000	740,000	0	0.00%	655,000	655,000	0	0.00%	655,000	655,000	0	0.00%	655,000	655,000	0	0.00%

市議会議員の報酬月額【県内13市】

No.	県名	市 名	定数	報酬月額																				期末手当 ※その他の議員の減額の額	政治活動費 (年額)
				議長				副議長				委員会委員長				委員会副委員長				その他の議員					
				減額前	減額後	削減額	削減率	減額前	減額後	削減額	削減率	減額前	減額後	削減額	削減率	減額前	減額後	削減額	削減率	減額前	減額後	削減額	削減率		
1	山口県	下関市	34	円 655,000	円 655,000	円 0	0.000%	円 590,000	円 590,000	円 0	0.000%	円 572,000	円 572,000	円 0	0.000%	円 558,000	円 558,000	円 0	0.000%	円 545,000	円 545,000	円 0	0.000%	1,975,625	600,000
2	山口県	宇部市	28	551,000	551,000	0	0.000%	498,000	498,000	0	0.000%	480,000	480,000	0	0.000%	475,000	475,000	0	0.000%	470,000	470,000	0	0.000%	1,945,800	240,000
3	山口県	山口市	34	557,000	557,000	0	0.000%	480,000	480,000	0	0.000%	459,000	459,000	0	0.000%	454,000	454,000	0	0.000%	449,000	449,000	0	0.000%	1,858,860	360,000
4	山口県	萩市	20	420,000	420,000	0	0.000%	345,000	345,000	0	0.000%	332,000	332,000	0	0.000%	325,000	325,000	0	0.000%	320,000	320,000	0	0.000%	1,324,800	120,000
5	山口県	防府市	25	527,000	527,000	0	0.000%	453,000	453,000	0	0.000%	433,000	433,000	0	0.000%	429,000	429,000	0	0.000%	424,000	424,000	0	0.000%	1,755,360	250,000
6	山口県	下松市	20	478,000	478,000	0	0.000%	418,000	418,000	0	0.000%	393,000	393,000	0	0.000%	385,000	385,000	0	0.000%	380,000	380,000	0	0.000%	1,573,200	132,000
7	山口県	岩国市	28	540,000	540,000	0	0.000%	470,000	470,000	0	0.000%	450,000	450,000	0	0.000%	445,000	445,000	0	0.000%	440,000	440,000	0	0.000%	1,821,600	360,000
8	山口県	光市	18	456,000	456,000	0	0.000%	399,000	399,000	0	0.000%	380,000	380,000	0	0.000%	375,000	375,000	0	0.000%	370,000	370,000	0	0.000%	1,531,800	240,000
9	山口県	長門市	18	425,000	425,000	0	0.000%	360,000	360,000	0	0.000%	335,000	335,000	0	0.000%	325,000	325,000	0	0.000%	320,000	320,000	0	0.000%	1,286,400	180,000
10	山口県	柳井市	16	425,000	425,000	0	0.000%	366,000	366,000	0	0.000%	350,000	350,000	0	0.000%	333,000	333,000	0	0.000%	325,000	325,000	0	0.000%	1,345,500	240,000
11	山口県	美祢市	16	400,000	400,000	0	0.000%	340,000	340,000	0	0.000%	315,000	315,000	0	0.000%	305,000	305,000	0	0.000%	300,000	300,000	0	0.000%	1,242,000	240,000
12	山口県	周南市	30	545,000	545,000	0	0.000%	475,000	475,000	0	0.000%	460,000	460,000	0	0.000%	453,000	453,000	0	0.000%	445,000	445,000	0	0.000%	1,842,300	300,000
13	山口県	山陽小野田市	22	480,000	480,000	0	0.000%	420,000	420,000	0	0.000%	395,000	395,000	0	0.000%	383,000	383,000	0	0.000%	380,000	380,000	0	0.000%	1,573,200	144,000

行政委員会委員の報酬【県内13市】

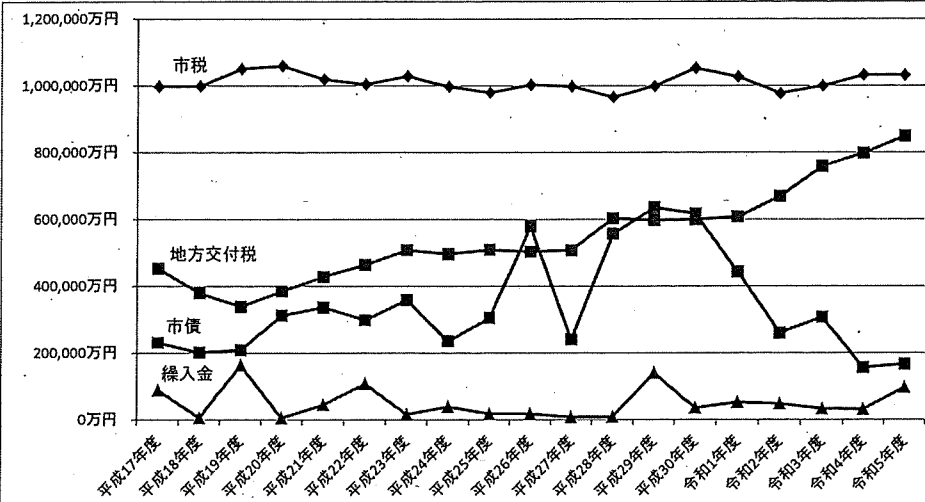
No.	県 名	市 名		選挙管理委員会				No.	県 名	市 名		監査委員				No.	県 名	市 名		定数		農業委員会						No.	県 名	市 名		教育委員会	
				委員長		委員						議員		識見者								会長		職務代理者		委員							
				減額前	減額後	減額前	減額後					減額前	減額後	減額前	減額後							減額前	減額後	減額前	減額後	減額前	減額後	減額前	減額後				
				円	円	円	円					円	円	円	円					円	円	円	円	円	円					円	円		
1	山口県	下関市	月	57,000	57,000	45,000	45,000	1	山口県	下関市	月	46,000	46,000	100,000	100,000	1	山口県	下関市	月	30	7	45,000	45,000	37,000	37,000	33,000	33,000	1	山口県	下関市	月	115,000	115,000
2	山口県	宇部市	日	16,000	16,000	13,400	13,400	2	山口県	宇部市	日	13,400	13,400	13,400	13,400	2	山口県	宇部市	日	30	7	42,700	42,700	35,100	35,100	31,300	31,300	2	山口県	宇部市	日	13,400	13,400
3	山口県	山口市	月	52,800	52,800	46,600	46,600	3	山口県	山口市	月	38,500	38,500	255,000	255,000	3	山口県	山口市	月	40	9	51,800	51,800		0	29,000	29,000	3	山口県	山口市	月	91,000	91,000
4	山口県	萩市	月	54,000	54,000	44,000	44,000	4	山口県	萩市	月	38,000	38,000	160,000	160,000	4	山口県	萩市	月	30	7	48,000	48,000	38,000	38,000	27,000	27,000	4	山口県	萩市	月	54,000	54,000
5	山口県	防府市	月	46,200	46,200	41,100	41,100	5	山口県	防府市	月	42,100	42,100	92,500	92,500	5	山口県	防府市	月	20	5	47,200	47,200	37,000	37,000	33,900	33,900	5	山口県	防府市	月	77,100	77,100
6	山口県	下松市	月	36,000	36,000	31,000	31,000	6	山口県	下松市	月	34,500	34,500	171,000	171,000	6	山口県	下松市	月	19	5	40,000	40,000	31,000	31,000	29,000	29,000	6	山口県	下松市	月	62,500	62,500
7	山口県	岩国市	月	50,000	50,000	46,000	46,000	7	山口県	岩国市	月	40,000	40,000	100,000	100,000	7	山口県	岩国市	月	30	8	46,000	46,000	38,000	38,000	34,000	34,000	7	山口県	岩国市	月	79,000	79,000
8	山口県	光市	月	36,100	36,100	32,300	32,300	8	山口県	光市	月	36,100	36,100	161,500	161,500	8	山口県	光市	月	20	5	42,700	42,700	33,200	33,200	31,300	31,300	8	山口県	光市	月	63,600	63,600
9	山口県	長門市	月	36,000	36,000	28,000	28,000	9	山口県	長門市	月	42,000	42,000	150,000	150,000	9	山口県	長門市	月	30	7	42,000	42,000	31,000	31,000	28,000	28,000	9	山口県	長門市	月	46,000	46,000
10	山口県	柳井市	月	44,000	44,000	35,000	35,000	10	山口県	柳井市	月	44,000	44,000	106,000	106,000	10	山口県	柳井市	月	20	6	44,000	44,000	37,000	37,000	31,000	31,000	10	山口県	柳井市	月	66,000	66,000
11	山口県	美祢市	月	32,000	32,000	25,000	25,000	11	山口県	美祢市	月	66,000	66,000	150,000	150,000	11	山口県	美祢市★	月	30	7	81,444	81,444	73,444	73,444	71,444	71,444	11	山口県	美祢市	月	46,000	46,000
12	山口県	周南市	月	47,000	47,000	39,000	39,000	12	山口県	周南市	月	38,000	38,000	0	0	12	山口県	周南市	月	27	5	46,000	46,000	37,000	37,000	31,000	31,000	12	山口県	周南市	月	65,000	65,000
13	山口県	山陽小野田市	日	15,100	15,100	12,900	12,900	13	山口県	山陽小野田市	月	39,000	39,000	153,000	153,000	13	山口県	山陽小野田市	月	20	4	44,000	44,000	35,500	35,500	33,000	33,000	13	山口県	山陽小野田市	月	64,000	64,000
執行機関から独立して選挙を管理するために団体内部に設置される。地方自治法第181条第1項に基づき普通地方公共団体に設置される。4人の選挙管理委員で組織される（地方自治法第181条第2項）。選挙管理委員は、当該自治体の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する（地方自治法第182条第1項）。任期については原則として4年（地方自治法第183条第1項）。				◆職務：当該地方公共団体又は国、他の地方公共団体その他公共団体の選挙に関する事務及び直接請求に関する事務、地方自治特別法に係る投票に関する事務、最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務等を行う。 ◆選挙管理委員会開催 R5 12回 R6 14回 ※山陽小野田市は、H26.4.1～日額。				執行機関のひとつで、地方公共団体の財務や事業について監査を行う機関。監査委員は複数いるが、合議制でなく、委員一人ひとりの独任制。地方公共団体の長が、議会の同意を得て、①人格が高潔で、普通地方公共団体の財産管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた見識を有する者（任期は4年）、②議員（任期は議員の任期）から委員を選任する（地方自治法第196条第1項、第197条）。定数は法律で定められている（市町村は2人。議員は1人）が、条例で増加できる（地方自治法第196条）。				◆職務：当該地方公共団体の執行する事務のうち政令で定めるものを除いたもの、及び当該地方公共団体が補助金等の名目で財政援助を行っている団体の執行する事務について、その手続きが適正であるか、業務の存続が適当であるかなどといった点について、監査を行う。 ◆例月出納検査 4月～3月 12回 ◆決算審査 6月～8月 ◆財政健全化・経営健全化審査 7月～8月 ◆定期監査 9月～3月 ◆財政支援団体等監査 1月～2月 ※議会の請求や住民監査請求に基づく監査				地方自治法のほか、農業委員会等に関する法律に規定。各市町村に1つの委員会を置くのを原則とし、公選委員（～40人。定数は条例で定める。下限はなし。ただし、選任委員より多い人数が必須）と選任委員（省令で定める組合が推薦した3人、議会が推薦した学識経験を有する者4人以内）により組織される。公選委員の任期は3年、選任委員の任期は公選委員の任期満了の日又は推薦団体の理事等でなくなった日まで。				◆職務：別に法律の定めるところにより、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する（地方自治法第202条の2第4項）。主に、農地売買や農地転用に際し、農地の無秩序な開発を監視・抑止する役目を担っている。 ◆農業委員会開催 R5 12回 R6 12回 ◆農地申請受理 R5 139件 R6 154件 ◆農地相談 毎年度200件程度				地方自治法の第180条の8及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第2条の規定によって設置される。委員の定数は標準では教育長及び委員4人とされている。委員は、議会の同意を得て地方公共団体の長によって任命される。委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者。委員の構成について年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じない配慮をすることが規定されている。また委員のうちに保護者が含まれるようにしなければならない。				◆職務：学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分の取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理、執行する。教育委員会は合議により職務を遂行する。 ◆教育委員会開催 R5 定例 12回、臨時 5回 R6 定例 12回、臨時 5回 ※法律の改正により、教育長が教育委員会を代表することとなったため、R2.4.1～委員長の職務は廃止となった。					

◆一般会計の決算状況

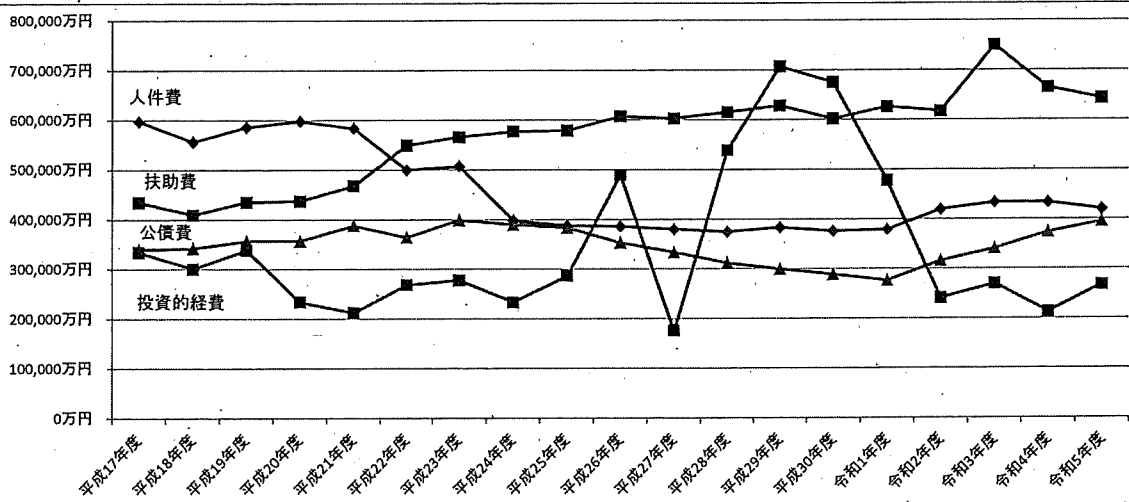
区分〔家計で言う〕	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	2,687,380万円	2,561,656万円	2,698,716万円	2,464,895万円	2,696,351万円	2,767,303万円	2,773,116万円	2,582,530万円	2,686,444万円	2,987,072万円	2,645,614万円	3,111,955万円	3,289,808万円	3,245,863万円	3,111,852万円	3,614,548万円	3,342,270万円	3,269,190万円	3,323,333万円
うち市税〔本人の給料〕	998,494万円	999,668万円	1,051,217万円	1,059,767万円	1,019,928万円	1,004,972万円	1,029,209万円	997,871万円	979,873万円	1,003,276万円	998,634万円	966,005万円	998,721万円	1,052,880万円	1,026,921万円	977,186万円	999,322万円	1,032,186万円	1,031,811万円
うち地方交付税〔実家からの援助〕	452,801万円	379,507万円	338,524万円	385,499万円	428,618万円	464,390万円	508,279万円	497,043万円	509,937万円	504,082万円	507,691万円	603,804万円	598,010万円	600,274万円	608,325万円	669,750万円	759,145万円	797,938万円	848,787万円
うち繰入金〔貯金の取り崩し〕	88,821万円	6,262万円	164,360万円	5,765万円	45,692万円	107,865万円	16,163万円	39,123万円	18,575万円	18,024万円	8,844万円	9,451万円	140,613万円	35,705万円	52,422万円	48,118万円	33,351万円	31,573万円	97,141万円
うち市債〔借金〕	230,940万円	202,420万円	209,590万円	312,230万円	336,770万円	298,728万円	358,822万円	235,781万円	305,568万円	579,154万円	241,700万円	557,463万円	636,106万円	617,435万円	443,216万円	260,157万円	307,224万円	156,616万円	166,575万円
歳出	2,669,016万円	2,552,597万円	2,682,625万円	2,427,241万円	2,664,124万円	2,731,581万円	2,700,985万円	2,534,554万円	2,629,376万円	2,928,786万円	2,566,493万円	3,069,766万円	3,179,077万円	3,127,038万円	3,042,575万円	3,552,441万円	3,211,625万円	3,180,344万円	3,262,601万円
うち人件費〔食費、税金〕	597,041万円	556,435万円	585,891万円	597,670万円	583,340万円	499,569万円	506,997万円	398,312万円	387,492万円	385,994万円	379,710万円	374,646万円	383,352万円	375,783万円	379,096万円	419,015万円	433,424万円	433,481万円	419,898万円
うち扶助費〔教育費・医療費等〕	434,603万円	409,354万円	434,967万円	437,235万円	467,654万円	549,339万円	565,860万円	577,217万円	578,899万円	607,365万円	603,111万円	615,309万円	628,102万円	602,042万円	626,409万円	617,131万円	750,230万円	664,674万円	643,212万円
うち公債費〔ローンの返済〕	339,517万円	342,104万円	356,543万円	356,555万円	388,097万円	363,965万円	398,627万円	389,749万円	382,769万円	353,143万円	333,488万円	312,069万円	299,174万円	288,719万円	276,614万円	315,646万円	340,803万円	373,805万円	395,217万円
うち投資的経費〔家の増改築等〕	334,413万円	300,883万円	338,064万円	234,325万円	212,354万円	268,511万円	277,688万円	233,105万円	286,362万円	489,777万円	175,572万円	538,558万円	706,886万円	675,219万円	477,758万円	240,966万円	270,034万円	213,481万円	267,920万円

◆一般会計及び特別会計の基金残高及び地方債の残高

基金残高<一般会計+特別会計>	143,136万円	51,336万円	119,252万円	124,544万円	170,176万円	279,171万円	350,724万円	603,770万円	679,698万円	765,518万円	838,600万円	1,042,373万円	972,762万円	1,034,077万円	1,068,338万円	1,104,557万円	1,226,940万円	1,342,146万円	1,355,502万円
地方債の残高<一般会計+特別会計> (市民1人当たりの額) ※R1~一般会計のみ		5,166,060万円	5,038,145万円	5,025,035万円	5,006,799万円	4,982,241万円	4,970,451万円	4,836,077万円	4,753,377万円	4,972,105万円	4,870,243万円	5,087,428万円	5,381,244万円	5,653,952万円	4,076,732万円	4,036,296万円	4,015,223万円	3,808,910万円	3,590,253万円
		(76万円)	(75万円)	(75万円)	(75万円)	(75万円)	(75万円)	(74万円)	(73万円)	(77万円)	(76万円)	(80万円)	(85万円)	(90万円)	(66万円)	(66万円)	(66万円)	(64万円)	(61万円)



歳入



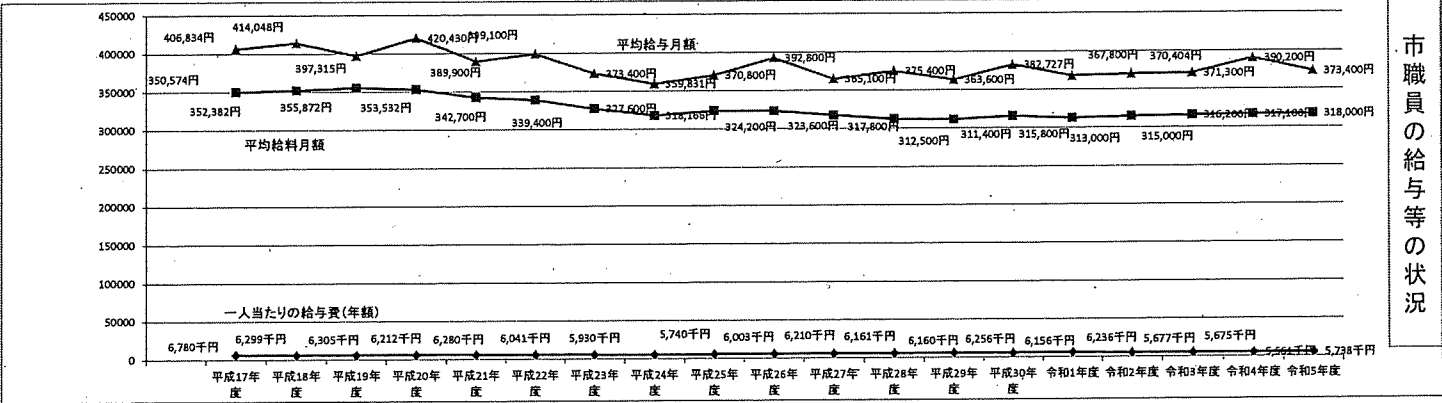
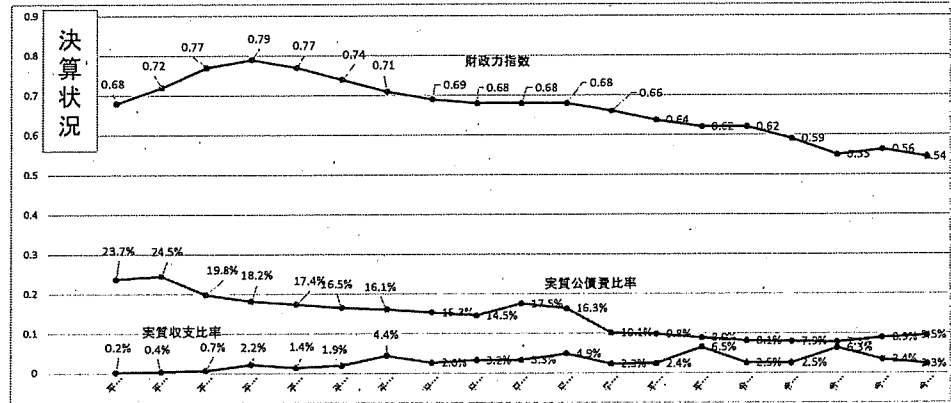
歳出

◆決算状況

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住民基本台帳人口	67,092人	66,849人	66,281人	66,006人	65,708人	65,453人	65,023人	65,275人	64,758人	64,598人	64,366人	64,100人	63,777人	63,313人	62,059人	61,180人	60,464人	59,797人	59,125人
経常収支比率	96.1%	97.7%	99.6%	96.6%	97.3%	93.2%	93.3%	94.8%	93.6%	92.9%	92.1%	91.3%	90.3%	91.8%	95.2%	95.6%	89.5%	95.9%	95.6%
基準財政収入額	7,997,673千円	8,675,270千円	8,924,241千円	8,494,313千円	8,267,792千円	7,908,042千円	7,683,212千円	7,890,961千円	7,803,617千円	7,887,897千円	8,073,771千円	8,295,587千円	8,206,849千円	8,449,680千円	8,688,023千円	8,795,366千円	8,447,365千円	8,758,688千円	9,051,644千円
基準財政需要額	11,149,265千円	11,090,198千円	11,006,298千円	11,007,555千円	11,234,729千円	11,092,579千円	11,273,418千円	11,364,291千円	11,412,742千円	11,559,264千円	11,958,136千円	13,340,299千円	13,364,068千円	13,710,438千円	14,045,849千円	14,815,337千円	15,393,947千円	16,028,096千円	16,826,928千円
標準財政規模	14,202,310千円	14,345,489千円	14,288,368千円	14,710,271千円	15,139,116千円	15,652,236千円	15,617,912千円	10,232,570千円	16,090,060千円	101,534,561千円	15,959,429千円	17,317,156千円	17,219,266千円	17,442,589千円	17,546,058千円	18,300,829千円	18,957,499千円	18,818,341千円	19,462,428千円
財政力指数	0.68	0.72	0.77	0.79	0.77	0.74	0.71	0.69	0.68	0.68	0.68	0.66	0.64	0.62	0.62	0.59	0.55	0.56	0.54
実質収支比率	0.2%	0.4%	0.7%	2.2%	1.4%	1.9%	4.4%	2.6%	3.2%	3.3%	4.9%	2.3%	2.4%	6.5%	2.5%	2.5%	6.3%	3.4%	2.3%
実質公債費比率	23.7%	24.5%	19.8%	18.2%	17.4%	16.5%	16.1%	15.3%	14.5%	17.5%	16.3%	10.1%	9.8%	8.9%	8.1%	7.9%	7.8%	8.9%	9.5%

◆市職員の給与等の状況

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人当たりの給与費（普通会計）	6,780千円	6,299千円	6,305千円	6,212千円	6,280千円	6,041千円	5,930千円	5,740千円	6,003千円	6,210千円	6,161千円	6,160千円	6,256千円	6,156千円	6,236千円	5,677千円	5,675千円	5,561千円	5,738千円
平均給料月額（一般行政職）	350,574円	352,382円	355,872円	353,532円	342,700円	339,400円	327,600円	318,166円	324,200円	323,600円	317,800円	312,500円	311,400円	315,800円	313,000円	315,000円	316,200円	317,100円	318,000円
平均給与月額（一般行政職）	406,834円	414,048円	397,315円	353,532円	420,430円	399,100円	373,400円	359,831円	370,800円	392,800円	365,100円	375,400円	363,600円	382,727円	367,800円	370,404円	371,300円	390,200円	373,400円
平均年齢（一般行政職）	44.6歳	44.9歳	45.9歳	45.4歳	44.3歳	43.8歳	42.7歳	41.7歳	41.6歳	41.8歳	42.1歳	41.8歳	41.8歳	42.1歳	41.8歳	42.3歳	42.3歳	42.3歳	42.9歳
期末勤勉手当の支給割合	4.45月分	4.45月分	4.45月分	4.45月分	4.15月分	3.95月分	3.95月分	3.95月分	3.95月分	4.10月分	4.20月分	4.30月分	4.40月分	4.45月分	4.50月分	4.45月分	4.30月分	4.40月分	4.50月分
期末勤勉手当の加算措置	5～20%	5～20%	5～20%	5～20%	5～20%	5～20%	5～20%	5～20%	5～20%	5～20%	5～20%	5～20%	5～20%	5～20%	5～20%	5～20%	5～20%	5～20%	5～20%



◆病院事業会計の決算状況

収益的収支																			
区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 入	548,701万円	469,799万円	470,717万円	420,934万円	430,697万円	416,708万円	417,688万円	382,628万円	377,845万円	377,324万円	419,240万円	394,099万円	449,433万円	420,404万円	452,241万円	441,050万円	485,769万円	496,329万円	474,779万円
うち入院収益	280,538万円	248,360万円	230,389万円	207,443万円	214,516万円	213,435万円	208,448万円	199,145万円	209,319万円	202,730万円	231,133万円	227,228万円	240,444万円	238,382万円	238,694万円	240,744万円	231,562万円	228,307万円	258,412万円
うち外来収益	173,661万円	149,683万円	157,305万円	140,162万円	134,642万円	136,698万円	141,044万円	132,884万円	116,077万円	80,177万円	94,499万円	91,853万円	95,440万円	102,978万円	105,161万円	99,030万円	110,815万円	116,013万円	125,720万円
うちその他医業収益	40,632万円	27,508万円	25,848万円	24,065万円	28,291万円	27,999万円	27,912万円	28,472万円	28,373万円	30,967万円	36,100万円	37,381万円	38,975万円	39,568万円	39,051万円	37,725万円	39,411万円	40,320万円	40,571万円
うち医業外収益	22,912万円	19,072万円	19,174万円	18,771万円	17,157万円	19,422万円	30,284万円	22,127万円	23,790万円	63,447万円	27,808万円	37,440万円	39,566万円	39,449万円	39,335万円	56,026万円	103,648万円	111,632万円	49,152万円
うち特別利益	22,912万円	19,072万円	19,174万円	18,771万円	17,157万円	19,154万円	10,000万円		286万円	3万円	29,700万円	197万円	35,008万円	27万円	30,000万円	7,525万円	333万円	57万円	731万円
支 出	548,701万円	469,799万円	470,717万円	398,142万円	430,697万円	416,708万円	417,688万円	382,628万円	377,845万円	377,324万円	419,240万円	394,099万円	449,433万円	420,404万円	452,241万円	441,050万円	485,769万円	496,329万円	474,779万円
うち人件費	297,471万円	254,524万円	222,071万円	179,233万円	185,147万円	192,833万円	186,348万円	194,358万円	200,943万円	199,583万円	208,510万円	204,020万円	218,032万円	226,426万円	217,131万円	225,095万円	238,739万円	245,969万円	253,727万円
うち材料費	144,642万円	127,496万円	133,813万円	119,823万円	117,610万円	118,548万円	120,002万円	112,695万円	96,970万円	65,964万円	76,021万円	73,240万円	73,967万円	76,915万円	80,431万円	77,830万円	85,319万円	86,635万円	93,491万円
うちその他医業費用	28,235万円	28,271万円	34,084万円	40,356万円	60,422万円	49,545万円	49,700万円	50,246万円	50,076万円	65,404万円	62,687万円	67,228万円	70,275万円	71,433万円	72,286万円	72,627万円	80,386万円	78,397万円	81,430万円
うち減価償却費	1,747万円	686万円	787万円	8,694万円	38,748万円	16,979万円	16,268万円	13,856万円	12,876万円	8,009万円	45,861万円	48,323万円	48,185万円	48,231万円	45,064万円	42,061万円	30,822万円	39,727万円	39,895万円
うち医業外費用	1,747万円	686万円	787万円	8,694万円	38,748万円	36,684万円	32,622万円	25,437万円	12,759万円	13,997万円	17,239万円	18,117万円	18,901万円	17,669万円	19,515万円	20,007万円	20,698万円	20,154万円	21,834万円
うち特別損失	1,747万円	686万円	787万円	8,694万円	38,748万円	1,022万円	1,000万円	3,310万円	460万円	189,287万円	33万円	224万円	184万円	114万円	25万円	7,577万円	93万円	10万円	27万円
うち収益的収支差額	-19,314万円	-26,125万円	-10,228万円	-22,792万円	-41,788万円	1,097万円	11,748万円	-17,274万円	3,761万円	-164,920万円	8,889万円	-17,053万円	19,889万円	-20,384万円	-17,789万円	4,147万円	-29,712万円	25,437万円	-17,802万円

資本的収支																			
区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 入	51,375万円	71,911万円	168,088万円	114,262万円	65,600万円	48,536万円	56,611万円	69,071万円	156,578万円	491,480万円	63,128万円	46,412万円	57,834万円	51,638万円	53,231万円	41,807万円	101,170万円	30,650万円	60,295万円
うち企業債	25,210万円	22,480万円	87,520万円	19,940万円	4,450万円	3,540万円	5,040万円	22,730万円	99,460万円	353,180万円	29,960万円	3,220万円	9,360万円	4,670万円	5,600万円	19,030万円	61,440万円	6,010万円	21,970万円
うち出資金								4,080万円	30,820万円	101,210万円									
うち退職手当債		18,040万円	62,990万円	6,180万円															
うち公立病院特例債				43,200万円															
うち他会計負担金	17,062万円	16,916万円	17,537万円	27,726万円	20,003万円	12,807万円	13,999万円	14,000万円	8,044万円	15,893万円	4,818万円	9,925万円	9,386万円	9,430万円	11,079万円	9,893万円	10,155万円	10,349万円	16,926万円
うち不足金	8,603万円	14,460万円			38,860万円	32,065万円	37,472万円	28,113万円	17,093万円	16,530万円	28,350万円	33,217万円	39,088万円	37,538万円	36,552万円	7,121万円	21,350万円	14,291万円	21,399万円
支 出	51,375万円	71,911万円	152,309万円	114,262万円	65,600万円	48,536万円	56,611万円	69,071万円	156,578万円	491,480万円	63,128万円	46,412万円	57,834万円	51,638万円	53,231万円	41,807万円	101,170万円	30,650万円	60,295万円
うち建設改良費	7,159万円	24,310万円	22,269万円	6,561万円	9,647万円	5,750万円	11,968万円	29,909万円	132,896万円	467,739万円	38,599万円	5,235万円	12,021万円	6,703万円	6,670万円	12,971万円	71,670万円	8,000万円	23,963万円
うち国等からの借入金返済	24,914万円	24,968万円	58,914万円	50,525万円	30,689万円	21,522万円	18,777万円	16,797万円	11,642万円	12,827万円	12,505万円	38,011万円	37,047万円	36,165万円	39,961万円	22,236万円	22,900万円	22,650万円	36,332万円
うち退職手当債		3,822万円	7,430万円	20,028万円	21,264万円	21,264万円	17,442万円	13,834万円	1,236万円										
うち公立病院特例償還金							8,424万円	8,531万円	8,638万円	8,748万円	8,858万円								
うち他会計借入金償還金					4,000万円				2,166万円	2,166万円	3,166万円	3,166万円	8,766万円	8,770万円	6,600万円	6,600万円	6,600万円		

◆水道事業会計の決算状況

収益的収支																			
区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 入	167,622万円	164,157万円	155,475万円	150,061万円	144,763万円	144,480万円	147,925万円	141,694万円	142,352万円	141,569万円	141,471万円	143,275万円	143,597万円	145,272万円	142,497万円	140,630万円	139,580万円	138,170万円	136,555万円
うち水道料金	157,829万円	153,210万円	149,664万円	145,570万円	139,156万円	138,693万円	138,141万円	136,758万円	135,591万円	129,815万円	129,875万円	131,246万円	131,800万円	131,780万円	130,207万円	129,322万円	129,380万円	127,876万円	126,158万円
うち受託工事収入	9,793万円	10,947万円	5,811万円	4,491万円	5,607万円	5,787万円	9,784万円	4,936万円	6,761万円	434万円	475万円	118万円	31万円	28万円	337万円	125万円	-	187万円	70万円
支 出	167,622万円	164,157万円	155,475万円	150,061万円	144,763万円	144,480万円	147,925万円	141,694万円	142,352万円	141,569万円	141,471万円	143,275万円	143,597万円	145,272万円	142,497万円	140,630万円	139,580万円	138,170万円	136,555万円
うち人件費						45,880万円	51,295万円	46,080万円	45,089万円	39,104万円	38,170万円	38,433万円	38,798万円	42,380万円	42,310万円	42,266万円	42,731万円	41,795万円	44,496万円
うち動力費	9,203万円	7,633万円	8,290万円	7,596万円	7,927万円	4,757万円	5,032万円	5,105万円	5,110万円	5,101万円	4,913万円	4,856万円	5,035万円	5,704万円	5,181万円	4,810万円	5,411万円	7,465万円	6,642万円
うち薬品費	40,985万円	42,725万円	41,053万円	41,644万円	40,340万円	1,660万円	1,731万円	1,691万円	1,604万円	1,227万円	1,016万円	947万円	884万円	1,027万円	1,157万円	2,562万円	2,013万円	1,633万円	2,570万円
うち受水費	40,985万円	42,725万円	41,053万円	41,644万円	40,340万円	4,829万円	4,837万円	4,824万円	4,824万円	4,824万円	4,655万円	4,589万円	4,534万円	4,684万円	4,707万円	4,673万円	4,691万円	4,703万円	4,683万円
うち修繕費	9,203万円	7,633万円	8,290万円	7,596万円	7,927万円	11,184万円	11,513万円	17,150万円	7,994万円	5,868万円	6,872万円	8,752万円	9,328万円	9,803万円	8,680万円	7,507万円	5,756万円	6,050万円	7,412万円
うち委託料	40,985万円	42,725万円	41,053万円	41,644万円	40,340万円	4,618万円	5,541万円	4,778万円	4,696万円	5,251万円	4,459万円	4,428万円	4,714万円	4,879万円	5,761万円	5,593万円	5,715万円	6,988万円	6,008万円
うち賃借料	9,203万円	7,633万円	8,290万円	7,596万円	7,927万円	607万円	1,353万円	1,207万円	1,192万円	1,186万円	1,155万円	133万円	80万円	91万円	100万円	-	-	-	-
うち減価償却費・資産減耗費	40,985万円	42,725万円	41,053万円	41,644万円	40,340万円	39,924万円	40,562万円	38,594万円	39,559万円	37,037万円	41,191万円	40,686万円	45,146万円	57,175万円	45,419万円	44,774万円	45,819万円	45,155万円	45,211万円
うち支払利息	40,985万円	42,725万円	41,053万円	41,644万円	40,340万円	11,916万円	11,078万円	10,310万円	9,016万円	8,589万円	8,340万円	8,040万円	7,791万円	7,238万円	6,621万円	5,947万円	5,371万円	4,902万円	4,638万円
うち収益的収支差額	11,393万円	4,850万円	2,250万円	7,743万円	5,991万円	11,204万円	7,848万円	4,467万円	15,607万円	17,691万円	18,031万円	25,249万円	21,170万円	7,239万円	17,205万円	16,232万円	16,946万円	12,714万円	8,308万円

資本的収支																			
区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 入	58,787万円	63,656万円	110,964万円	101,770万円	59,423万円	62,882万円	60,840万円	81,800万円	71,098万円	74,548万円	130,709万円	198,389万円	88,406万円	103,284万円	77,130万円	97,015万円	84,432万円	91,905万円	88,272万円
うち国等からの借入金	2,400万円	9,260万円	61,190万円	50,130万円	12,690万円	13,180万円	16,530万円	17,740万円	31,580万円	36,030万円	83,600万円	114,800万円	27,800万円	22,340万円	15,680万円	33,830万円	29,120万円	31,450万円	30,860万円
うち一般会計からの出資金	3,137万円		2,671万円	3,244万円	3,272万円	5,771万円	3,921万円	8,961万円	5,388万円	511万円	92万円	2,348万円	961万円	0万円	12万円	67万円	917万円	918万円	918万円
うち不足金	53,250万円	50,597万円	47,103万円	48,396万円	43,461万円	43,931万円	40,389万円	55,099万円	34,130万円	35,418万円	42,924万円	79,253万円	58,522万円	74,917万円	57,329万円	61,293万円	53,047万円	57,223万円	52,751万円
支 出	58,787万円	63,656万円	110,964万円	101,770万円	59,423万円	62,882万円	60,840万円	81,800万円	71,098万円	74,548万円	130,709万円	198,389万円	88,406万円	103,284万円	77,130万円	97,015万円	84,432万円	91,905万円	88,272万円
うち水道施設の建設改良費	10,328万円	18,411万円	12,406万円	17,261万円	20,592万円	24,463万円	23,657万円	32,808万円	28,802万円	48,829万円	103,253万円	170,820万円	54,606万円	68,023万円	41,265万円	60,501万円	47,319万円	54,428万円	52,124万円
うち国等からの借入金返済	48,459万円	45,245万円	98,558万円	84,509万円	38,831万円	38,419万円	37,183万円	48,992万円	42,296万円	25,719万円	27,456万円	27,569万円	33,800万円	35,261万円	35,865万円	36,514万円	37,113万円	37,477万円	36,168万円

◆工業用水道事業会計の決算状況

収益的収支

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 入	27,971万円	27,347万円	27,623万円	27,184万円	27,351万円	27,219万円	28,329万円	27,569万円	27,955万円	27,688万円	28,126万円	27,662万円	27,646万円	27,569万円	26,543万円	26,394万円	25,956万円	25,925万円	25,989万円
うち工業用水道料金	26,991万円	26,991万円	27,065万円	26,991万円	26,991万円	26,991万円	27,064万円	26,991万円	26,991万円	26,955万円	27,065万円	26,991万円	27,003万円	26,901万円	25,948万円	25,939万円	25,509万円	25,509万円	25,579万円
支 出	27,971万円	27,347万円	27,623万円	27,184万円	27,351万円	27,219万円	28,329万円	27,569万円	27,955万円	27,688万円	28,126万円	27,662万円	27,646万円	27,569万円	26,543万円	26,394万円	25,956万円	25,925万円	25,989万円
うち人件費						9,770万円	9,471万円	8,539万円	8,833万円	7,981万円	8,705万円	8,882万円	8,465万円	7,149万円	5,796万円	5,809万円	4,950万円	5,730万円	5,321万円
うち動力費						3,140万円	3,431万円	3,459万円	3,793万円	4,001万円	3,840万円	3,676万円	3,728万円	3,777万円	3,851万円	3,589万円	3,245万円	4,358万円	4,290万円
うち受水費						5,399万円	5,414万円	5,399万円	5,399万円	5,363万円	5,414万円	5,399万円	5,392万円	5,099万円	4,677万円	5,219万円	5,238万円	5,241万円	5,188万円
うち修繕費	1,463万円	406万円	495万円	1,672万円	1,606万円	641万円	548万円	1,981万円	588万円	309万円	425万円	424万円	164万円	1,128万円	60万円	278万円	643万円	568万円	30万円
うち委託料						385万円	629万円	475万円	473万円	487万円	358万円	334万円	320万円	345万円	343万円	390万円	428万円	390万円	305万円
うち賃借料						60万円	55万円	30万円	36万円	28万円	28万円	19万円	15万円	9万円	9万円	-	-	-	-
うち減価償却費・資産減耗費	3,892万円	4,037万円	4,178万円	3,848万円	3,863万円	3,437万円	3,431万円	3,359万円	3,588万円	2,828万円	3,417万円	3,023万円	3,053万円	6,521万円	3,086万円	2,708万円	2,696万円	2,750万円	2,754万円
うち支払利息						724万円	683万円	641万円	598万円	554万円	509万円	463万円	416万円	368万円	319万円	268万円	217万円	168万円	132万円
うち収益的収支差額	665万円	1,325万円	1,607万円	1,410万円	1,791万円	2,834万円	3,692万円	2,407万円	3,351万円	4,147万円	3,844万円	3,989万円	3,887万円	2,045万円	7,592万円	7,288万円	7,939万円	4,394万円	6,017万円

資本的収支

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 入	4,385万円	7,170万円	3,284万円	2,241万円	1,932万円	2,789万円	3,752万円	5,146万円	6,996万円	7,688万円	10,738万円	7,777万円	4,700万円	3,941万円	5,146万円	4,689万円	3,034万円	2,581万円	1,790万円
うち不足金	4,385万円	3,890万円	3,284万円	2,241万円	1,932万円	2,789万円	3,742万円	5,146万円	6,996万円	7,688万円	10,738万円	7,777万円	4,700万円	3,941万円	5,146万円	4,689万円	3,034万円	2,581万円	1,790万円
支 出	4,385万円	7,170万円	3,284万円	2,241万円	1,932万円	2,789万円	3,752万円	5,146万円	6,996万円	7,688万円	10,738万円	7,777万円	4,700万円	3,941万円	5,146万円	4,689万円	3,034万円	2,581万円	1,790万円
うち工業用水道施設の建設改良費	2,880万円	5,532万円	1,611万円	430万円	82万円	899万円	1,821万円	3,173万円	4,980万円	5,628万円	8,633万円	5,626万円	2,503万円	1,695万円	2,851万円	2,344万円	637万円	630万円	372万円
うち国等からの借入金返済	1,505万円	1,638万円	1,673万円	1,811万円	1,850万円	1,890万円	1,931万円	1,973万円	2,016万円	2,060万円	2,105万円	2,151万円	2,197万円	2,246万円	2,295万円	2,345万円	2,397万円	1,951万円	1,418万円

○山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例

平成20年9月18日

条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条第4項の規定に基づき、山陽小野田市議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬の額は、職務に応じて、別表第1のとおりとする。

2 議員報酬は、新たに職に就いたときはその日から、その職を離れたときはその日までこれを支給する。

3 死亡したときは、その月まで支給する。

4 第2項の規定により議員報酬を支給する場合であって月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 職務の変更に伴い月の途中において議員報酬の額に異動を生じたときは、その者に支給すべきその月の議員報酬の額は、異動した日前及びその異動の日以後の日数に応じて、それぞれ日割計算の方法により算出した額の合計額とする。

6 前各項に定めるもののほか、議員報酬の支給については、山陽小野田市職員給与条例（平成17年山陽小野田市条例第51号。以下「職員給与条例」という。）の規定を準用する。

(議員報酬の一時差止め等)

第2条の2 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分（以下「逮捕等」という。）を受けたときは、逮捕等を受けた期間（以下「逮捕等期間」という。）の議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。ただし、差し止めることができないものについては、この限

りでない。

- 2 前項の規定により議員報酬の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）の理由となった刑事事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該一時差止処分を取り消すとともに、当該一時差止処分に係る議員報酬を支給する。

- (1) 公訴を提起しない処分があったとき。

- (2) 無罪判決が確定したとき。

- 3 議員が逮捕等を受けた場合において当該刑事事件の有罪判決が確定したときは、当該逮捕等期間に係る議員報酬は、支給しない。この場合において既に支給された議員報酬があるときは、当該議員は、これを返納しなければならない。

- 4 一時差止処分に係る議員報酬及び前項の規定により不支給とされた議員報酬の額は、逮捕等期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって算出した額とする。

（費用弁償）

第3条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は、別表第2に定めるところによる。

- 3 前2項に定めるもののほか、費用弁償の支給については、山陽小野田市職員等の旅費に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第53号）の規定を準用する。

（期末手当）

第4条 議員には、職員給与条例の適用を受ける職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」とする。

(期末手当の一時差止め等)

第4条の2 6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)以前6か月以内の期間において逮捕等期間がある議員については、当該基準日に係る期末手当のうち、当該逮捕等期間の日数に応じて、当該基準日以前6か月の期間の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって算出した額の支給を一時差し止めるものとする。ただし、差し止めることができないものについては、この限りでない。

2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分は、第2条の2第2項各号のいずれかに該当するときは、当該一時差し止める処分を取り消すとともに、当該一時差し止める処分に係る期末手当を支給する。

3 議員が逮捕等を受けた場合において当該刑事事件の有罪判決が確定したときは、第1項の規定により一時差し止めた期末手当及び同項ただし書の規定により差し止めることができなかった期末手当は、支給しない。この場合において既に支給された期末手当があるときは、当該議員は、これを返納しなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(費用弁償に係る経過措置)

2 この条例の費用弁償に係る規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、改正前の報酬等支給条例の例による。

(期末手当に係る経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において、議員であった者で、引き続きこの条例の施行の日において議員であるものについては、この条例の規定に相当する廃止前の山陽小野田市議会議員期末手当支給条例の規定によりなされた期末手当に係る決定、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、期間は通算する。

(山陽小野田市議会議員期末手当支給条例の廃止)

- 4 山陽小野田市議会議員期末手当支給条例（平成17年山陽小野田市条例第45号）は、廃止する。

附 則（平成21年12月1日条例第41号）

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成22年11月30日条例第35号）

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月1日条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けている議員に関する改正後の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定の適用については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、新条例第2条の2第1項に規定する処分を受けたものとみなす。
- 3 この条例施行の日以後最初に支給を受ける期末手当に関する新条例第4条の2の規定の適用については、「基準日以前6か月以内」とあるのは、「施行日から平成27年12月1日まで」とする。

附 則（平成 28 年 3 月 11 日条例第 3 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成 28 年 12 月 27 日条例第 38 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成 30 年 3 月 9 日条例第 2 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償

及び期末手当支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成30年12月25日条例第38号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和元年12月20日条例第38号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規

定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日条例第 5 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 30 日条例第 50 号）

この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 11 月 30 日条例第 34 号）

この条例は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 23 日条例第 29 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和 5 年 12 月 20 日条例第 31 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (令和6年3月29日条例第3号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月19日条例第34号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

別表第1 (第2条関係)

区分	金額
議長	月額 480,000円
副議長	月額 420,000円
委員会委員長	月額 395,000円
委員会副委員長	月額 383,000円
その他の議員	月額 380,000円

別表第2 (第3条関係)

鉄道賃、船賃、航空賃、車賃	日当	宿泊料
---------------	----	-----

山陽小野田市職員等の旅費に関する条例別 表の第1号の適用を受ける者の旅費相当額	2,600円	13,100円
--	--------	---------

○山陽小野田市長等の給与に関する条例

平成17年3月22日

条例第48号

(趣旨)

第1条 この条例は、市長等の受ける給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「市長等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 水道事業管理者

(給与の種類)

第3条 市長等の受ける給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。

(給料)

第4条 市長等の給料月額は、別表のとおりとする。

第5条 新たに市長等になった者には、その日から給料を支給する。ただし、退職し、又は失職した地方公務員又は国家公務員が即日市長等となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

第6条 市長等が離職したときは、その日まで給料を支給する。

第7条 市長等が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

第8条 第5条又は第6条の規定により給料を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第9条 第5条から前条までに定めるもののほか、市長等の給料の支給方法については、山陽小野田市職員給与条例（平成17年山陽小野田市条例第51号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第10条 市長等の期末手当の支給については、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の230」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「市長等の給料月額に当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。

(退職手当)

第11条 市長等が退職（任期満了の場合を含む。以下同じ。）し、又は死亡した場合の退職手当の額は、給料月額に、その者の勤続期間1月につき、次に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職の都度これを支給する。

(1) 市長 100分の56.5

(2) 副市長 100分の40

(3) 教育長 100分の25

(4) 水道事業管理者 100分の25

2 前項の勤続期間に1月未満の端数がある場合は、その端数が15日以下のときはこれを切り捨て、16日以上の場合はこれを1月に切り上げる。

3 前2項に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給方法については、山陽小野田市職員の退職手当に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第52号）の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、市長等の給与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年8月1日条例第218号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月11日条例第229号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(市長及び助役の期末手当の特例)

- 2 平成17年12月に支給する市長及び助役の期末手当の額は、第10条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額から、それぞれ平成17年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの間における給料の合計額に100分の15.2778を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

附 則 (平成17年12月1日条例第245号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日条例第16号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日条例第45号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月9日条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(助役から引き続き副市長となった者の在職期間等の算定の経過措置)

- 2 施行日前に助役として在職し、引き続き施行日以後も副市長として在職する者に対して平成19年6月に支給する期末手当の額の算定に係る在職期間については、改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例（次項において「改正前の市長等の給与条例」という。）第10条の規定により期末手当を支給される助役として在職した期間を通算する。

- 3 施行日前に助役として在職し、引き続き施行日以後も副市長として在職する者に対して支給する退職手当の額の算定に係る勤続期間については、改正前の市長等の給与条例第11条の規定により退職手当を支給される助役とし

て勤続した期間を通算する。

附 則（平成19年12月28日条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

（市長の期末手当の特例）

2 平成20年6月に支給する市長の期末手当の算定の基礎となる給料月額、この条例による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例（次項において「改正後の市長等の給与条例」という。）附則第2項ただし書の規定にかかわらず、この条例による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例附則第2項の規定により算定した給料月額とする。

（適用除外）

3 改正後の市長等の給与条例附則第2項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後において新たに市長となった者には適用しない。

附 則（平成21年2月27日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月23日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月24日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月1日条例第38号）

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年10月1日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年11月30日条例第36号）

この条例中第1条及び第3条の規定は平成22年12月1日から、第2条及び第4条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 1 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 1 日条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 5 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 6 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、なお従前の例により在職するものとされた教育長が在職する間における当該教育長の給与及び旅費については、第 1 条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例の規定及び第 2 条の規定による改正後の山陽小野田市職員等の旅費に関する条例の規定は適用せず、第 3 条の規定による廃止前の山陽小野田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第 2 条から第 6 条まで及び第 8 条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成 28 年 3 月 11 日条例第 4 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第 3 条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例（次項において「改正後の条例等」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成28年12月27日条例第37号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例（次項において「改正後の条例等」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成30年3月9日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例（次項において「改正後の条例等」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改

正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成30年12月25日条例第39号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例（次項において「改正後の条例等」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和元年12月20日条例第39号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例（次項において「改正後の条例等」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前

の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和 2 年 3 月 3 1 日条例第 7 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 3 0 日条例第 4 3 号）

この条例は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 1 月 3 0 日条例第 4 9 号）

この条例は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 1 月 3 0 日条例第 3 3 号）

この条例は、令和 3 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 2 月 2 3 日条例第 2 8 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第 3 条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例（次項において「改正後の条例等」という。）の規定は、令和 4 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第 3 条の規定による改正前の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和 5 年 1 2 月 2 0 日条例第 3 0 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例（次項において「改正後の条例等」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和6年3月29日条例第4号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月19日条例第33号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例（次項において「改正後の条例等」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

別表（第4条関係）

職名	市長	副市長	教育長	水道事業管理者
給料	円	円	円	円
月額	909,000	740,000	655,000	655,000

○山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例

平成18年9月29日

条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、山陽小野田市病院事業管理者（以下「管理者」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が医師であつて、医療行為を行う場合においては、特殊勤務手当を支給することができる。

(給料)

第3条 給料月額は、655,000円とする。

第4条 新たに管理者となった者には、その日から給料を支給する。ただし、退職し、又は失職した地方公務員又は国家公務員が即日管理者となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 管理者が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 管理者が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合において、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項に定めるもののほか、給料の支給方法については、山陽小野田市職員給与条例（平成17年山陽小野田市条例第51号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第5条 期末手当は、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の230」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養

手当の月額合計額」とあるのは、「管理者の給料月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(退職手当)

第6条 管理者が退職（任期満了の場合を含む。以下同じ。）し、又は死亡した場合の退職手当の額は、給料月額に、その者の勤続期間1月につき、100分の25を乗じて得た額とし、退職の都度これを支給する。

2 前項の勤続期間に1月未満の端数がある場合は、その端数が15日以下のときはこれを切り捨て、16日以上の場合はこれを1月に切り上げる。

3 前2項に定めるもののほか、管理者の退職手当の支給方法については、山陽小野田市職員の退職手当に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第52号）の適用を受ける職員の例による。

(特殊勤務手当)

第7条 特殊勤務手当は、山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年山陽小野田市条例第45号）の適用を受ける職員の例により支給し、その種類及び額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特殊有技者手当 月額39,000円

(2) 研究手当 月額100,000円

(給与の支給期日)

第8条 給与の支給期日は、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、管理者の給与に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日条例第40号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 30 日条例第 36 号）

この条例中第 1 条及び第 3 条の規定は平成 22 年 12 月 1 日から、第 2 条及び第 4 条の規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 1 日条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 5 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 11 日条例第 4 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第 3 条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例（次項において「改正後の条例等」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第 3 条の規定による改正前の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成 28 年 12 月 27 日条例第 37 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第 3 条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例（次項において「改正後の条例等」という。）の規定は、平成 28 年 4 月 1

日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (平成30年3月9日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例(次項において「改正後の条例等」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (平成30年12月25日条例第39号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例(次項において「改正後の条例等」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (令和元年12月20日条例第39号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例(次項において「改正後の条例等」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (令和2年11月30日条例第49号)

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月30日条例第33号)

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月23日条例第28号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、

令和5年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例（次項において「改正後の条例等」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和5年12月20日条例第30号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例（次項において「改正後の条例等」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和6年3月29日条例第4号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月19日条例第33号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例（次項において「改正後の条例等」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

○山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例

平成17年3月22日

条例第44号

改正 平成17年5月31日条例第212号

平成17年11月11日条例第228号

平成18年3月29日条例第8号

平成18年3月29日条例第15号

平成18年4月1日条例第28号

平成18年6月29日条例第34号

平成19年3月28日条例第6号

平成19年5月25日条例第19号

平成20年9月18日条例第25号

平成22年3月30日条例第13号

平成24年3月30日条例第5号

平成25年3月27日条例第12号

平成26年3月28日条例第4号

平成26年12月22日条例第27号

平成28年3月29日条例第13号

平成28年12月27日条例第48号

平成30年3月30日条例第7号

平成31年3月25日条例第2号

令和元年6月28日条例第22号

令和2年3月31日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条の2第4項の規定に基づき、非常勤職員に対する報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この条例に基づき、報酬を受ける非常勤職員は、次のとおりとする。

- (1) 選挙管理委員会の委員
- (2) 監査委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 教育委員会の委員
- (5) 固定資産評価審査委員会の委員
- (6) 選挙管理委員会が事務を管理する公の選挙又は投票における選挙長等
- (7) 介護認定審査会の委員
- (8) 障害支援区分認定審査会の委員
- (9) 農地利用最適化推進委員
- (10) 前各号に掲げる非常勤職員以外の非常勤職員

2 この条例の規定は、山陽小野田市職員給与条例（平成17年山陽小野田市条例第51号。第8条において「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員で、前項に掲げる非常勤職員を兼ねるものには適用しない。

（報酬の額）

第3条 前条第1項第1号から第9号までに掲げる非常勤職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 前条第1項第10号に掲げる非常勤職員の報酬については、別に定めのあるもののほか、日額4,000円（特殊な勤務条件にある者にあつては、4,000円以内の額で、予算の範囲内において市長が別に定める日額）とする。ただし、その非常勤職員の出務する日数が1箇月のうち勤務を要する日数の2分の1を超えるものについては、35万円以内で月額をもって定めることができる。

（費用弁償）

第4条 費用弁償は、出務手当及び旅費の2種とする。

2 農業委員会の委員が実地調査のため出務したときは、出務回数にかかわらず、その出務した実日数に応じて1日2,000円を出務手当として支給する。

3 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は別表第2に定めるところによる。

4 第2項の規定にかかわらず、同一日に同項の規定による出務手当の支給を受ける出務と前項の日当の支給を受ける旅行をした場合は、出務手当は支給しない。

5 同一日に第2項の規定による出務手当の支給を受ける出務と山陽小野田市議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成20年山陽小野田市条例第25号）第3条第2項の日当の支給を受ける旅行をした場合は、出務手当は支給しない。

（月額報酬）

第5条 月額報酬は、新たに職に就いたときはその日から、その職を離れたときはその日までこれを支給する。

2 死亡したときは、その月まで支給する。

3 第1項の規定により報酬を支給する場合であって月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 月額による報酬を受けた者で職務の変更に伴い月の途中において、報酬の額に異動を生じたときは、その者に支給すべきその月の報酬の額は、異動した日前及びその異動の日以後の日数に応じて、それぞれ日割計算の方法により算出した額の合計額とする。

（日額の報酬等）

第6条 日額の報酬は、その出勤日数に応じて、その都度支給する。

2 1回当たりの報酬は、その都度支給する。この場合において、選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人にあつては、選挙等における投票所若しくは期日前投票所又は開票所の開かれた時刻から閉じられた時刻までの間を1回として算定する。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、月の初日から末日までの間における出勤日数又は出勤回数により算出した額を当該月の翌月の10日までに支給することができる。

(支給方法)

第7条 この条例に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給については、職員給与条例及び山陽小野田市職員等の旅費に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第53号）の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(報酬に関する特例)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小野田市報酬及び費用弁償支給条例（昭和22年小野田市条例第28号）又は山陽町報酬及び費用弁償条例（昭和31年山陽町条例第21号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により既に支給された平成17年3月分の報酬は、それぞれこの条例の相当規定による報酬の内払とみなす。

(選挙による農業員会の委員の報酬に関する経過措置)

- 3 農業委員会の委員のうち、選挙による委員の報酬の額については、この条例の施行の日後において行われる最初の一般選挙により選挙される委員の任期の開始の日の前日までは、別表第1中「

農業委員会会長	月額	44,000 円
農業委員会会長職務代理者	月額	35,500 円
農業委員会委員	月額	33,000 円

」とあるのは「

農業委員会会長	合併前に小野田市農業委員会の委員であった者	月額	44,000 円
	合併前に山陽町農業委員会の委員であった者	月額	34,600 円
農業委員会会長職務代理者	合併前に小野田市農業委員	月額	35,500

農業委員会委員	会の委員であった者		円
	合併前に山陽町農業委員会	月額	29,400
	の委員であった者		円
	合併前に小野田市農業委員	月額	33,000
	会の委員であった者		円
	合併前に山陽町農業委員会	月額	28,400
	の委員であった者		円

」とする。

(費用弁償に関する経過措置)

- 4 この条例の規定は、条例施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、この条例の規定にかかわらず、なお合併前の条例の規定による。

附 則 (平成17年5月31日条例第212号)

この条例は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月11日条例第228号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年10月10日から適用する。

附 則 (平成18年3月29日条例第8号)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日条例第15号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日条例第28号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月29日条例第34号)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日条例第6号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月25日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年9月18日条例第25号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日条例第13号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例第3条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される公の選挙又は投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された公の選挙又は投票については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月27日条例第12号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第2条中山陽小野田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第1項第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第3条中山陽小野田市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例題名の改正規定及び同条例第1条の改正規定（「山陽小野田市障害者自立支援認定審査会」を「山陽小野田市障害支援区分認定審査会」に改める部分に限る。）、第4条中山陽小野田市障害者支援施設条例第3条第2号の改正規定、第5条中山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例第3条第1号の改正規定（「第5条第14項」を「第5条第13項」に改める部分に限る。）及び同条第2号の改正規定並びに第6条中山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日条例第4号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月22日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される公の選挙又は投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された公の選挙又は投票については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日条例第13号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日条例第48号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、現に在任する農業委員の任期満了の日（山陽小野田市農業委員会の選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第7号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日条例第2号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日条例第6号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職名	区分	金額
選挙管理委員会委員長	日額	15,100円

選挙管理委員会委員		日額	12,900円
監査委員	市議会議員から選任された者	月額	39,000円
	識見者から選任された者	月額	153,000円
農業委員会会長		月額	基本給 44,000円
		年額	能率給 557,333円以内で市長が別に定める額
農業委員会会長職務代理者		月額	基本給 35,500円
		年額	能率給 557,333円以内で市長が別に定める額
農業委員会委員		月額	基本給 33,000円
		年額	能率給 557,333円以内で市長が別に定める額
教育委員会委員		月額	64,000円
固定資産評価審査委員会委員		日額	5,300円
選挙長		1回につき	10,800円
投票所の投票管理者		1回につき	12,800円
期日前投票所の投票管理者		1回につき	11,300円
開票管理者		1回につき	10,800円
投票所の投票立会人		1回につき	10,900円
期日前投票所の投票立会人		1回につき	9,600円
指定病院等の不在者投票における外部立会人		1回につき	10,900円
開票立会人		1回につき	8,900円
選挙立会人		1回につき	8,900円
介護認定審査会委員 (審査判定業務以外の業務の場合)		日額 (日額)	18,380円 (4,000円)
障害支援区分認定審査会委員(審査判		日額	18,380円

定業務以外の業務の場合)	(日額)		(4, 000円)
農地利用最適化推進委員	月額	基本給	33, 000円
	年額	能率給	557, 333円以内で市長が別に定める額

備考

- 1 投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人がその職務のために公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項本文若しくは第48条の2第3項の規定により読み替えて準用する同法第40条第1項本文（法第85条第1項の規定により準用する場合及び山陽小野田市住民投票条例施行規則（平成18年山陽小野田市規則第34号）第34条においてその例によることとされた場合を含む。）、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第51条第1項本文若しくは第60条第3項の規定により読み替えて準用する同法第51条第1項本文又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第6条第1項若しくは第7条の2第1項に規定する投票所又は期日前投票所の開くべき時刻から閉じるべき時刻まで（以下「投票所等開閉時間」という。）の間に従事した時間（以下「投票所等従事時間」という。）が投票所等開閉時間に満たない場合は、これらの者の報酬の額はこの表に掲げる報酬の額を投票所等開閉時間数で除して得た額に投票所等従事時間数を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。
- 2 指定病院等の不在者投票における外部立会人がその職務のために公職選挙法第270条第1項本文（漁業法（昭和24年法律第267号）第94条及び法第85条第1項の規定により準用する場合並びに山陽小野田市住民投票条例施行規則第34条においてその例によることとされた場合を含む。）又は日本国憲法の改正手続に関する法律第142条第1項本文に規定する届出等の時間の開始時刻から終了時刻まで（以下「届

出等時間」という。)の間に従事した時間(以下「外部立会人従事時間」という。)が届出等時間に満たない場合は、当該外部立会人の報酬の額は、この表に掲げる報酬の額を届出等時間数で除して得た額に外部立会人従事時間数を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。

別表第2 (第4条関係)

職名 \ 区分	鉄道賃、船賃、航空賃及び 車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
各種行政委員	山陽小野田市職員等の旅費に関する条例別表の第1号の適用を受ける者の旅費相当額	2,600円	13,100円
その他非常勤職員	山陽小野田市職員等の旅費に関する条例別表の第2号の適用を受ける者の旅費相当額		

○山陽小野田市特別職報酬等審議会規則

平成17年3月22日

規則第36号

改正 平成17年8月1日規則第214号

平成19年3月29日規則第20号

平成20年10月7日規則第35号

平成21年11月30日規則第54号

平成23年10月19日規則第50号

平成27年6月30日規則第43号

令和3年10月25日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づく山陽小野田市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織運営その他に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見の聴取)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給与の額並びに非常勤職員（山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年山陽小野田市条例第44号）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる非常勤職員をいう。）の報酬の額（以下「議員報酬等の額」という。）に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、山陽小野田市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定

する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明等の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年8月1日規則第214号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第20号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成20年10月7日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月19日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 30 日規則第 43 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 25 日規則第 47 号）

この規則は、公布の日から施行する。